

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略
P D C A シート
【平成 28 年度】

平成28年度 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略総合評価シート

所管課において評価した各個別PDCAシートの内容を下記の区分で総合評価基準に照らし、見直しの区分を除いた評価項目のAの区分に2項目以上該当、Bの区分に2項目以上該当、それ以外をCと評価する。

■総合評価基準 I

区分	点数	事業に対する取組評価	K P I に対する評価	貢献度	見直し
A	5評価以上	A B	a b	I II	i ii
B	4評価以上	C D	c d	III	iii
C	—	E F	e f	IV	iv v

基本目標 1 鞍手町における安定した雇用の創出と企業支援

目標指標	テーマ	項目	新規起業数	事業者数	従業員数			
	鞍手町における安定した雇用の創出と企業支援	策定時		—	552社	6,260人		
		目標値		30件	582社	6,400人		
		平成27年度						
		平成28年度						
		平成29年度						
		平成30年度						
平成31年度								
No.	事業名	K P I (策定時)	目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価	
1	雇用対策事業	就業者数	未実施	40人	5人	12.5%	C	△
2	インターネットショップ企業等支援事業	ショップ起業数	未実施	4件	1件	25.0%	B	△
3	創業支援事業	起業数	未実施	8件	8件	100.0%	A	○
4	学校まるごとサブカル事業	起業数	未実施	22件	2件	9.1%	B	△

基本目標 2 鞍手町への新しい人の流れをつくる

目標指標	テーマ	項目	社会増減 (転入者数－転出者数)	観光入込客数				
	・交流人口の拡大 ・移住・定住の促進	策定時		21人/年	127,000人			
		目標値		50人/年	200,000人 変更→ 300,000人			
		平成27年度		－79人/年	299,200人			
		平成28年度		－75人/年	322,100人			
		平成29年度						
		平成30年度						
平成31年度								
No.	事業名	K P I (策定時)	目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価	
5	学校まるごとサブカル事業	観光入込客数	127,000人	322,100人	161.1%	A	○	
6	体験農園事業 (観光まちおこしプロジェクト)					200,000人	A	○
7	特産品のPR (観光まちおこしプロジェクト)					変更 ↓	B	△
8	特産品のブランド化 (観光まちおこしプロジェクト)					300,000人	B	△
9	特産品の販売促進 (観光まちおこしプロジェクト)					107.4%	C	×
10	Wi-Fi整備					B	△	
11	鞍手町定住促進奨励金交付事業	転入世帯数	41世帯	170世帯	89世帯	52.4%	A	○
12	民間賃貸住宅建設促進事業	民間賃貸住宅建設戸数	未実施	50戸	0戸	0%	C	×
13	新婚子育て世帯家賃補助	新婚・子育て世帯の家賃補助	未実施	30世帯	0世帯	0%	C	×
14	おためし居住	郡心部からの移住世帯数	未実施	5世帯/年	11世帯	44.0%	B	△
15	移住・定住の情報発信	都市部からの移住世帯	未実施				B	△
16	空家バンク	空家バンクを通じた移住世帯数	未実施	5世帯/年	0世帯	0%	C	×

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

目標指標	テーマ		項目		0歳～14歳までの人口割合			
	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いの場の提供 ・安心して子供を産み、育てる環境づくり ・児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 		策定時		11%			
			目標値		13%			
			平成27年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
平成31年度								
No.	事業名	K P I (策定時)		目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価
17	体験型お見合い	成婚率	未実施	5組	0組	0%	C	×
18	新婚及び子育て世帯家賃補助	新婚・子育て世帯家賃補助	未実施	30世帯	0組	0%	C	×
19	妊婦健診の拡充(妊婦健診時の支給額がん検診公費負担)	妊婦健診時の支給額がん検診公費負担	未実施	90%	27.7%	27.7%	B	△
20	不妊治療への助成	助成対象者の出生数	未実施	10人	0人	0%	C	×
21	乳幼児等医療費支給の拡大	子育て支援策の満足度	未実施	90%	-	-	A	○
22	医療体制の充実						B	△
23	育児用品の支給(紙オムツ支給)						B	△
24	授乳室の整備						A	○
25	保育事業への就学前教育の導入						B	△
26	小学校交流事業(授業・修学旅行・宿泊学習等の合同実施)						B	△
27	学習アシスタント事業						A	○
28	放課後教室の設置						C	×
29	英語教育の充実(ALTの拡充)						B	△
30	ふるさと歴史学習						A	○
31	教育相談員の配置						A	○

基本目標4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

目標指標	テーマ		項目		住みよいと感じている人の割合			
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な暮らしの確保 ・広域連携の強化 		策定時		46.2%			
			目標値		80%			
			平成27年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
平成31年度								
No.	事業名	K P I (策定時)		目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価
32	生活支援体制整備事業	支援体制の満足度	未実施	15団体	0団体	0%	C	×
33	避難行動要支援者名簿活用事業	避難訓練の実施数	4件	7件	5件	71.4%	B	△
34	防犯対策事業	犯罪件数	173件	犯罪件数の減少	164件	5.2%	B	△
35	連携中枢都市圏事業	連携事業件数	未実施	5件	13事業	260.0%	A	○
36	直方・鞍手広域連携プロジェクト		変更↓	変更↓			A	○
37	直方宗像線沿線自治体連携事業		3事業	15事業			86.6%	A

推進本部にて、所管課が評価した個別PDCAシートを参考とし、実施内容、進捗状況等を確認の上、事業に対しての評価を下記の区分にて○△×で評価する。(進捗率は目安)

■総合評価基準II

評価	委員会評価	進捗率の基準(単年度)
○	実施内容、目標値に対する単年度効果も良好であり、継続して事業を推進する	進捗率20%以上
△	実施内容は良好であるが、目標値の効果が薄い。要因の分析を要する	進捗率20%以下
×	目標を下回っており、実施内容や目標値等の見直しを要する	進捗率10%以下

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	17	主管課	政策推進課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	出会いの場の提供				H28.2	H32.3	見直し
事業名	体験型お見合い				重要業績指標(KPI)の目標値等が変更になった場合は、変更となった指標に対しての進捗率を記載		
具体的目標値	重要業績指標(KPI)			基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	年度末におけるKPIの実績を記載。	年度末におけるKPIの進捗率を記載。			項目	0歳~14歳までの人口割合	最終年度に記載するため、記載不要。
	目標値	5組		策定時	13%		
	現在値	0組	進捗率 0.0%	目標値	11%		
				最終値			
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金	599千円	地方創生加速化交付金			
		県支出金		国の補助金・交付金(国庫支出金)や県の補助金・交付金(県支出金)、その他の補助金等の名称を記載。特に記載したい内容があれば、特記事項として記載可。			
		地方債					
		その他特財	282千円	参加費			
		一般財源					
		計	881千円				
備考	赤れんがへの委託。婚活イベントについては、町と赤れんが共催で実施。						

計画(Plan)

課題と解決の方策	<p>現在、鞍手町には若い男女が出会える環境がなく、また、町外の若者が鞍手町に足を運ぶことが少ない。そのため、町外の若者が鞍手町に住むというきっかけがなく、結婚後の住居や定住を考える場合に鞍手町が選択肢として挙がる可能性が低い。男女で作業体験(例えば田植えや農産物の収穫など)を通して、その後のPRなどで打ち上げをして親交を深めてもらうなど、鞍手町の宣伝も兼し、鞍手町に関心を持ってもらうことを第一義として、また、この企画で出会い、結婚し、かつ鞍手町に定住する。</p>
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> より親交を深めてもらうためメンバー固定で年4回開催(※町の特産品のPRや農作業等の四季を通じた体験) 男性15名(会費3,000円)、女性15名(会費3,000円) 結婚後、10年以上鞍手町に住んだ場合、結婚祝い金と 福岡県事業である「出会い結婚応援団体」に参加し、あかい糸めーる登録者(約8,000人)に対するイベント情報の発信

実施(Do)

実施内容	<p>平成28年4月 鞍手町として「出会い結婚応援団体」に加入。加入することにより、本町で実施する婚活イベントを「あかい糸めーる」登録者へ情報を発信し、出会いを求める男女へ情報発信を行うことができました。</p> <p>■平成28年度 婚活事業実績</p> <p>6月30日 華世さんと話そうまちの魅力とあなたの魅力(男性のみ) 男性15名</p> <p>9月11日 「鞍手発!!婚活Party」(ぶどう狩り) 男性36名、女性21名 合計57名 カップル成立 2組</p> <p>12月10日 「鞍手発!!学校De婚活Party」 男性21名、女性16名 合計37名 カップル成立 2組</p>
------	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	<p>A 計画以上の効果があった</p> <p>B 計画通りの効果があった</p> <p>C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった</p> <p>D 計画通りであった</p> <p>E 計画が大幅に遅れた</p> <p>F 計画が大幅に遅れ、計画外の内容であった</p>
評価内容	KPIに対する評価	f	<p>評価の理由</p> <p>婚活イベントとしての内容の充実や成果はあったが、婚活イベントへの参加者は町外からが多く、また、指標に掲げている成婚率については、達成できなかった。開催後にアンケート調査を行い、その後のフォローアップを行ったが、プライベートな内容となるため、立ち入った内容までの質問項目を設定することができなかった。指標として設定した成婚率を達成するには無効であった。</p>
貢献度	貢献度区分	IV	<p>貢献度の理由</p> <p>事業の趣旨からすると、地方創生が提唱する若い世代の結婚のきっかけづくりとなり、地方創生の趣旨にはマッチングするものの、KPIが達成できないこと、また、今後についても成婚率を指標のままにするには、無理があり、さらに、策定時の具体的手法についても財政上困難であると判断することから、貢献度の内容を記載。</p>

見直し(Action)

見直し	方向性区分	i	<p>実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容</p> <p>i 事業規模拡大</p> <p>ii 現状 今後の事業の方向性</p> <p>iii 改善 について i~v の区分から選択。</p> <p>iv 事業</p> <p>v 事業変更</p>
		-	<p>今回の事業実施には、準備と運営には多くの人員が必要でした。また、平成28年度は地方創生加速化交付金の採択があり、事業費の内599千円は国庫支出金で賄うことができましたが、今後は、一般財源として予算計上するには、費用対効果が薄いため事業を見直すこととします。</p> <p>しかし、戦略の中で掲げています「結婚実現するためには、若い世代が安心して結婚できるように各課局の情報を共有し、結婚を促す」を実現するために、若くして結婚を促す「あかい糸めーる」を積極的に活用し、婚活イベントを開催し、出会いの場を提供し、結婚を促すこととします。</p> <p>事業の実施結果を踏まえた今後の方向性や改善内容について記載。</p>

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	1	主管課	地域振興課	その他の課			
基本目標	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援				開始年月	到達年月	検証
テーマ	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援				H27.4	H32.3	
事業名	雇用対策事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)			
	指標	就業者数				項目	新規起業数	事業所数	従業員数
	策定時	未実施				策定時	—	552社	6,260人
	目標値	40人				目標値	30件	582社	6,400人
	現在値	5人	進捗率	12.5%		最終値			

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財	9,716千円	町おこし協議会返還金 9,716千円
		一般財源	414千円	くらて起業塾
計		10,130千円		

備考

計画 (Plan)

課題と解決の 方策	本町を管轄する福岡労働局ハローワーク直方の平成26年度の有効求人倍率の平均は0.82であり全国の1.11、福岡県の1.00を下回っており、求人数（企業側）の低さがうかがえる。
具体的手法	農商工連携による地域資源を活用した商品開発や観光商品の造成。 既創業者や創業予定者を対象に、新分野への進出や新規創業などに対する研修会の開催並びに地域求職者の能力開発、人材育成に係るセミナー等の開催。

実施 (Do)

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から地域資源を活用して商品開発等を行う「都市農村共生・対流及び地域活性化対策事業」に取り組むため、地域の農商工業者らで組織する「ふっくらくらて町おこし協議会」を平成28年4月25日に設立。平成28年6月20日、九州農政局長より事業承認を受け、以後、通学合宿を活かした都市部との連携事業や地域性を活かした商品開発セミナー、商品種別毎の専門家招へい、デザイン制作支援、視察、共通パッケージのデザイン制作などを行いました。 【実績】平成28年度 就業者実績 2人
	<ul style="list-style-type: none"> 経営、財務、人材育成セミナーなどを行う「くらて起業塾」の開催や創業相談窓口の開設に取り組みました。 【実績】平成27年度 就業者実績 3人 平成28年度 就業者実績 0人

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対する評価	e	評価の理由	
	<ul style="list-style-type: none"> a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった 		KPIの目標値では年間8人の就業者を増やす計画であるが、2か年の取り組みで就業者数が5人とどまっている。進捗率は12.5%と低調であることから左記の評価としました。	
貢献度	貢献度区分	II	貢献度の理由	
	<ul style="list-style-type: none"> I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない 		就業者数は伸び悩んでいるものの、その受け皿となる新規起業数は2か年で11件となっており、今後の経営規模の拡大によって雇用機会の増加が見込めるため左記の評価としました。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	<ul style="list-style-type: none"> i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更 		当面は、現状の取り組みを継続して就業者の受け皿となる創業希望者の支援に取り組むこととし、鞍手町商工会、直鞍産業振興センター等が行う各種支援・指導業務の情報発信に努め、企業の経営安定、拡大等を促進し、就業者の雇用機会の確保に取り組んでいきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	2	主管課	地域振興課	その他の課			
基本目標	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援				開始年月	到達年月	検証
テーマ	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援				H27.4	H32.3	
事業名	インターネットショップ起業等支援事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)			
	指標	ショップ起業数				項目	新規起業数	事業所数	従業員数
	策定時	未実施				策定時	—	552社	6,260人
	目標値	4件				目標値	30件	582社	6,400人
	現在値	1件	進捗率	25.0%		最終値			

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	100千円	
		計	100千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策
インターネットショップ起業支援事業に係る広報について、町公式HPや広報紙を活用し問い合わせが3件。9月末に1件申請。
コストが発生するような手法ではなく、これまでどおりの町公式HPや広報紙、さらに町公式フェイスブックページを活用して広報を行う。

具体的手法
町公式ホームページでは、トピックスを活用するなど閲覧者の目に留まりやすくし、広報紙においては、掲載回数を増やすなどの手法で広報に努める。町公式フェイスブックページでは定期的に情報投稿を行い周知に努める。また、併せて商工会などを通じ事業者への啓発を行う。

実施 (Do)

実施内容
・インターネットショップ起業等支援制度の情報発信のツールとして、広報紙、公式ホームページ、フェイスブックなどを活用し周知を行いました。また、平成27年度に引き続き、鞍手町と鞍手町商工会で主催している「くらて起業塾」のセミナーの中で創業希望者に対し制度説明を行ったほか、電話などで問い合わせのあった方への訪問説明も行いました。平成28年度の実績については、昨年9月に申請された方が6か月の営業期間を経過されたことから、補助金の交付を行いました。
※補助金額：対象経費の1/2 (上限10万円)
【実績】平成27年度 起業数 0件 平成28年度 起業数 1件

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
----	---------------	---	---	---

評価内容	KPI に対する評価	C	評価の理由
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		KPIの目標値では、おおよそ1件/年となっていることから、ほぼ目標を達成しました。

貢献度	貢献度区分	III	貢献度の理由
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		年間3件程度の問い合わせがあるものの、事業実施まではいかない現状があり、今後の交付実績の伸びが懸念されることから左記の評価としました。

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		インターネットショップは、競争率の高さや事業経費などの大きなリスクを背負うことから、事業着手に至らない現状があると判断します。今後の方向性については、補助額の増額なども考えられますが起業者にリスクもあることから、当面はこれまでどおりの制度で、広報紙、公式ホームページ、SNSなどを活用して情報発信を行っていきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	3	主管課	地域振興課	その他の課			
基本目標	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援				開始年月	到達年月	検証
テーマ	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援				H27.4	H32.3	
事業名	創業支援事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)			
	指標	起業数				項目	新規起業数	事業所数	従業員数
	策定時	未実施				策定時	-	552社	6,260人
	目標値	8件				目標値	30件	582社	6,400人
	現在値	8件	進捗率	100.0%		最終値			

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
計		0千円		

備考 予算は、連番1、2に計上

計画 (Plan)

課題と解決の方策	創業支援事業計画 (平成27年2月27日付、経済産業大臣・総務大臣認定) を策定し、创业者の支援 (経理・財務・人材育成・販路開拓) を行うこととしているが、これまでも商工会において個別に創業セミナー等を行ってきた。しかし、参加者はごく少数であり、相談件数も4~5件程度であったことから、今後の受講者の確保が課題である。
具体的手法	町公式ホームページ、広報紙、町公式フェイスブックページなどを活用し広く住民に周知を行う。また、公共施設の掲示、配布用として啓発ビラを作成する。

実施 (Do)

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 創業支援事業計画に基づき、経営、財務、人材育成セミナーなどを行う「くらて起業塾」の開催や創業相談窓口の開設に取り組みました。 【実績】平成27年度 起業数 5件 平成28年度 起業数 2件 地域性を活かした商品開発セミナー、商品種別毎の専門家招へい、デザイン制作支援などを行う「都市農村共生・対流及び地域活性化対策事業」に取り組みました。 【実績】平成28年度 起業数 1件
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	A	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	C	評価の理由 KPI における起業数の目標値8件に対し、平成27、28年度の2か年の取り組みで8件の起業者を確保できたため左記の評価としました。
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由 各事業で起業者を輩出していますが、中でも鞍手町商工会と連携して行っている「くらて起業塾」では専門講師による経営、財務などの各種セミナーを開催し、受講者の課題に沿った細やかな指導ができたことにより、目標を超える起業者を輩出できました。

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 当面は、現状の取り組みを継続して創業希望者の支援に取り組むこととします。
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	4		主管課	地域振興課	その他の課	総務課	政策推進課		
基本目標	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援					開始年月	到達年月	検証	
テーマ	鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援					H27.7	H32.3	事業名変更	
事業名	学校まるごとアニメ事業 ※No.5再掲 変更→ 学校まるごとサブカル事業								
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)			
	指標	起業数				項目	新規起業数	事業所数	従業員数
	策定時	未実施				策定時	—	552社	6,260人
	目標値	22件				目標値	30件	582社	6,400人
	現在値	2件	進捗率	9.1%		最終値			
事業費 (決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目		決算額	補助事業名等及び特記事項				
		国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他特財		9,000千円	地方創生加速化交付金				
		一般財源		7千円					
計		9,007千円							
備考									

計画 (Plan)

課題と解決の方策	<p>少子高齢化時代の到来による地方人口の減少が社会問題とされる昨今、本町においても、定住人口の減少が顕著となり、食い止めるべく様々な施策に取り組んでいるところであるが、問題解決には至っていない。また、雇用においても本町を管轄するハローワークの有効求人倍率が1未満という地域でもあることから、人口問題と併せ雇用面にも大きな課題を抱えている。</p> <p>観光による交流人口の増加や新規創業による雇用の創出を目的とした「観光」と「創業」をキーワードとする「学校まるごとアニメ事業」に取り組む。</p>
具体的手法	<p>旧鞍手南中学校を活用して「観光」及び「創業支援」事業に取り組む。「観光」…アニメやゲーム、フィギア等の装いを楽しむ「コスプレ」が流行っていることなどから、校舎の2・3F部分を開放して「コスプレ」イベントの撮影会やアニメソングのライブ会場などに利用する。「創業支援」…アニメ関連イベントの参加者がクリエイターを志望していることが多いことから、校舎2F部分をインキュベーション施設として、クリエイター等の育成に利用する。その他、1F部分を地域拠点としてコミュニティカフェや特産品の販売等に利用する。</p> <p>企画・運営に関しては、サブカルチャー分野に精通した民間事業者に委託する。</p>

実施 (Do)

実施内容	<p>・くらて学園 (旧鞍手南中学校) 校舎の2階部分の一室をインキュベーションベース (創業支援室) として開放。机、椅子、パソコン、ペンタブレットなどを貸与し、写真、映像、アニメ、デザイン等のクリエイター支援に取り組みました。</p> <p>※インキュベーションベースの利用者は、法人及び個人を合わせて12事業者</p> <p>【実績】平成28年度 起業実績 2件</p>
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	d	KPIの目標値では、年間4件程度の起業を目標としていましたが、実績としては2件に留まったため左記の評価としました。	
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	II	インキュベーションベースは、利用者の都合に合わせた利用が可能であり、パソコン、ペンタブレットなどのほか、3Dプリンターや3Dスキャナー、オンデマンド印刷機、レーザーカッターなど一部有料なものも含まれますが、他にはない機材が整っており、利用者の利便性も向上していると考えています。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	ii	インキュベーションベースにある備品については、ほぼ国の地方創生交付金を活用したものであり、今後、町単費での備品購入は考えていません。現状の備品等をフルに活用し、インキュベーションベースの魅力やSNSなどで発信することで、更なる利用者の確保に努め起業につなげていきます。	

平成27年度 学校まるごとアニメ事業経過

年 月	内 容
平成27年6月～	旧南中学校の利用企画提案協議（廃校そのまま“おたく”ビジネス）
平成27年7月～平成28年3月	試験的なコスプレイベントの開催（計10回参加者901名）
平成27年11月	地方創生先行型上乗せ交付金タイプI申請・交付決定
平成27年12月～	学校まるごとアニメ事業業務委託（HP・PV制作、デジタルコンテンツシステム構築など）
平成28年1月～	学校まるごとアニメ事業備品購入（3Dプリンタ、PC、カメラなど）
平成28年3月	地方創生加速化交付金申請・交付決定（次年度繰越し）

平成28年度 学校まるごとサブカル事業経過

年 月	内 容
平成28年4月～平成29年3月	コスプレイベントの開催（計12回参加者2,900名）
平成28年7月	学校まるごとサブカル事業業務委託（創業、観光関連事業の実施）
平成28年8月	インキュベーションベースを開設（12の創業希望者等と利用契約）
平成28年10月～	学校まるごとアニメ事業備品購入（3Dスキャナー、レーザーカッターなど）
平成28年10月～	町の遊休施設を活用したくらて学園ぶんこうの開校
平成28年10月	くらて学園で福岡市内にある専門学校の文化祭の開催
平成28年11月～12月	インバウンド戦略として“くらて学園もえ大使”の募集（6名の募集に対し18人が応募）
平成29年2月～平成29年3月	インバウンド事業の実施（インバウンド・アウトバウンド事業）

くらて学園構想

[2017.4.1 現在]



くらて学園

●課題
未改修教室等の整備

▼運営主体
山重堂合同会社

▼連携企業等
株式会社日本旅行 [インバウンド・企業の福利厚生企画]
株式会社コスモ総合印刷 [アルバム制作・特殊印刷]
株式会社チャンプサポート 西南 [翻訳・通訳サポート]
九州安達学園 [クリエイター育成]
ASO部 [イベント企画・制作]
アジアレポート [県運営のポップカルチャーWEBサイト]

●拡張性
結核式や遊歩パティオ会場の利用

協働

契約
施設利用者
維持管理費を負担 [電気、水道、ガス、警備等]
施設所有者
施設、備品等の使用料を免除 [自分の間]

幹事町

▼名誉学園長
町長 [全国へサブカルチャーの聖地“くらて学園”を発信]

▼関係部署
総務課 [財産管理 (跡地利用)、賃貸借契約]
政策推進課 [地方創生、定住促進、ふるさと納税]
地域振興課 [創業支援、観光資源発掘、特産品開発]

※効果・地域活性化、交流・定住移住人口の増加、起業・雇用の支援

●構想の加速化①
学校まるごとアニメ事業 [地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型、上乗せ交付] 交付決定≒ 37,500千円

●構想の加速化②
学校まるごとサブカル事業 [地方創生加速化交付金] 外国人観光客の和の文化体験、同人誌図書展、ミニ四駆会場、交付決定≒ 30,000千円

●課題
早急なインフラ復旧、Wi-Fi等通信環境の整備 [済]
総合警備業、町計画での位置付け
町内業者等への事業広げ

●拡張
観光にかかるとの地域自治体との地域連携



高精度3Dプリンター
アジリスタ
[株式会社キーンズ社、地方創生先行型、上乗せ交付金を活用して購入]

【運営主体】

※くらすた [暗室・スタジオ]

くらすた ※有料
撮影 黒ボリ・白ボリ

体育館
撮影 アニョンライブ
撮影 シネマドライブレース場

プール・テニスコート
撮影

グラウンド
撮影 イベント

有料
入場 ※ビジネス展開

【支援・共催】

宿泊・グローバルアリーナ [送迎・海外観光客受入]

くらて学園の事業概要
イベント開催 [コスプレ撮影、アニョンライブ、痛車]、コンテンツ販売 [くらて箱]、インキュベーション [創業支援]、オリジナル漫画図書館、インバウンド [和の文化体験]、撮影スタジオ、フィギュア制作



- ① くらて学園 [旧館手前中学校] ② 教室を活用したコスプレ撮影スタジオ開設 [イメージ] ③ 撮影イベント ④ 図書館 (高校生部) が作成した"秘密基地"のメンバーデザイン



無料入場

※地域への開放

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	5	主管課	地域振興課	その他の課	総務課	政策推進課		
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる					開始年月	到達年月	検証
テーマ	交流人口の拡大					H27.7	H32.3	基本目標及びKPIの観光入込客数の変更、事業名変更
事業名	学校まるごとアニメ事業 ※再掲		変更→	学校まるごとサブカル事業				

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)			
	指標	観光入込客数				項目	観光入込客数		
	策定時	127,000人				社会増減 (転入者数-転出者数)			
	目標値	200,000人	変更→	300,000人		策定時	21人/年	127,000人	
	現在値	322,100人	進捗率	107.4%		目標値	50人/年	200,000人	変更→
				最終値					

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財	10,000千円	地方創生加速化交付金
		一般財源		
		計	10,000千円	

計画 (Plan)

課題と解決の方策	<p>少子高齢化時代の到来による地方人口の減少が社会問題とされる昨今、本町においても、定住人口の減少が顕著となり、食い止めるべく様々な施策に取り組んでいるところであるが、問題解決には至っていない。また、雇用においても本町を管轄するハローワークの有効求人倍率が1未満という地域でもあることから、人口問題と併せ雇用面にも大きな課題を抱えている。</p> <p>有識者や民間専門家の助言指導による事業の推進。</p>
具体的手法	<p>旧鞍手南中学校を活用して「観光」及び「創業支援」事業に取り組む。「観光」…アニメやゲーム、フィギア等の装いを楽しむ「コスプレ」が流行っていることなどから、校舎の2・3F部分を開放して「コスプレ」イベントの撮影会やアニメソングのライブ会場などに利用する。「創業支援」…アニメ関連イベントの参加者がクリエイターを志望していることが多いことから、校舎2F部分をインキュベーション施設として、クリエイター等の育成に利用する。その他、1F部分を地域拠点としてコミュニティカフェや特産品の販売等に利用する。</p> <p>企画・運営に関しては、サブカルチャー分野に精通した民間事業者に委託する。</p>

実施 (Do)

実施内容	<p>・観光の振興を目的とした「学校まるごとサブカル事業」を実施するため、くらて学園合同会社と委託契約を締結し、国内外からの観光誘客に取り組みました。</p> <p>【実績】コスプレイベントの参加者 2,890人 (平成28年4月～平成29年3月)</p> <p>海外からの旅行者 (インバウンド) 16人 (韓国、香港、カナダ、マレーシア、シンガポールなど)</p>
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対する評価	C	評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		くらて学園コスプレイベントを毎月1回(2日間)開催し、おおよそ1日の参加者を100人程度と見込んでいましたが、実際には120～150人の愛好者が来校し、多くの若者で盛り上がりを見せました。また、インバウンド事業として、海外から6名のコスプレイヤーを招請したほか、FIT(海外個人旅行)の海外旅行者がSNSなどの情報で10名ほど参加した実績などもあり左記のとおり評価しました。	
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		これまで、神社仏閣やその歴史に触れるため、県内外から鞍手町に訪れる方がいることは承知していましたが、くらて学園を目的として海外、県内外から特に若者が鞍手町を訪れたことは大変評価できると考えます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	iii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		さらにイベント参加者を増やすため、これまで行ってきたアンケート調査の継続と参加者がイベントの企画立案に参加できる環境づくりに取り組み参加者の満足度の向上を図っていきます。

■ 観光入込客数

施設・イベント名等	年度									
	平成26年度	平成26年度 (確定時の指標の見直し)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計		
鞍手町総合福祉センター（アリーナ）	25,400	24,300	24,700	29,100				103,500		
鞍手町総合福祉センター（風呂）		24,400	24,700	24,700				73,800		
鞍手町立体育館		43,500	100,500	107,900				251,900		
鞍手町立武道館		15,800	8,100	9,600				33,500		
鞍手町立弓道場		200	2,700	2,800				5,700		
鞍手町立野球場		10,800	4,600	5,700				21,100		
鞍手町立テニス場		4,800	7,600	9,000				21,400		
鞍手町民グラウンド		23,400	16,800	20,100				60,300		
鞍手町歴史民俗博物館	2,300	2,300	3,300	2,200				10,100		
十一面観音立像	1,600	1,600	1,600	1,600				6,400		
伊藤常足旧宅	200	200	300	100				800		
ゴルフ場	92,800	92,800	96,600	93,000				375,200		
大谷自然公園	1,300	1,300	—	—				2,600		
劔岳公園				1,300				1,300		
くらて元気まつり	4,000	4,000	4,000	4,000				16,000		
くらてのまるしえ	—	—	—	600				600		
くらて学園イベント	—	900	500	2,600				4,000		
子どもフェスタくらて		2,000	2,000	1,700				5,700		
鞍手町だよ全員集合	—	—	—	2,000				2,000		
くらてハーフレーマラソン大会	—	—	—	700				700		
真ん中くらてコンサート	—	—	200	500				700		
婚活Party	—	—	—	100				100		
鞍手美術展・公民館まつり	—	1,000	1,000	1,000				3,000		
芸能まつり	—	400						400		
星空シアター	—	1,800	—	1,800				3,600		
合計	127,600	255,500	299,200	322,100	0	0	0	1,004,400		

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	6	主管課	地域振興課	その他の課	農政環境課		
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	交流人口の拡大				H27.4	H32.3	基本目標及びKPIの観光入込客数の指標変更
事業名	体験農園事業(観光まちおこしプロジェクト)						

具体的目標値	重要業績指標(KPI)				基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)			
	指標	観光入込客数				項目	観光入込客数		
	策定時	127,000人				社会増減(転入者数-転出者数)			
	目標値	200,000人	変更→	300,000人		策定時	21人/年	127,000人	
	現在値	322,100人	進捗率	107.4%		目標値	50人/年	200,000人	変更→
				最終値					

事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	607千円	
		計	607千円	

備考

計画(Plan)

課題と解決の方策	本町では、観光による交流人口の拡大と地域の活性化を目的とした観光まちおこし事業に取り組んでいるが、観光に対する専門的知識や経験が不足しており、かつ食事処や休憩所、お土産等を買う物産館や宿泊施設のない本町で、交流人口の増加による地域経済の活性化が見込めるかが課題である。 有識者や民間専門家の助言指導による事業の推進。
具体的手法	有識者や民間専門家からの助言指導、セミナー等を開催しながら、地域住民とともに知識を深め、観光資源の掘り起こしを行い、商工会やJA、各種団体との連携を図りながら鞍手町オリジナルの観光を確立し交流人口の増加を目指す。 《主な取り組み》 ①体験農園、マルシェの実施 ②観光ルートの造成 ③特産品を活用した新商品の開発 ④観光まちづくり協会(仮称)の設立検討 ⑤特産品のブランド化

実施(Do)

実施内容	・JA福岡中央会、JA直鞍、鞍手町が連携し福岡市と北九州市からKBCラジオのリスナー40人を鞍手町に迎え入れ、ぶどう狩りの体験や地元の野菜などを使った食事の提供のほか、町内企業の見学会などを行いました。その他には、JA直鞍が鞍手町周辺自治体から学生を迎え入れて農作業を体験させるアグリスクールにも取り組み、町外の女性25名が計4回、鞍手町のぶどう畑で袋かけから収穫までの体験を行いました。 【実績】体験農園参加者 累計140人
------	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPIに対する評価	C	評価の理由 JA直鞍等と連携して2事業を実施した結果、累計で140人を鞍手町に迎え入れることができ、参加者からも大変好評でした。	
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由 JA直鞍等と連携することによって、これまで着手することがなかった事業に取り組むことができ、また地域の方々や生産者等とのコミュニケーションが図れたこと並びに鞍手町を知らない方々を迎え入れ、好評をいただいただけことから貢献したものと考えます。	

見直し(Action)

見直し	方向性区分	iii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 鞍手町の特産品であるぶどう「巨峰」を柱に、今後も事業を継続していきますが、この体験農園は、生産者自らが取り組みを始めることが目標達成につながる条件であり、かつ生産者の活性化にもつながることから、双方で理解を深めながら事業化に向けた意識の醸成を図っていきます。
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	7	主管課	地域振興課	その他の課	農政環境課		
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	交流人口の拡大				H27.4	H32.3	基本目標及びKPIの観光入込客数の指標変更
事業名	特産品のPR(観光まちおこしプロジェクト)						
具体的目標値	重要業績指標(KPI)			基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	観光入込客数			項目	観光入込客数	
	策定時	127,000人			社会増減(転入者数-転出者数)		
	目標値	200,000人	変更→300,000人		策定時	21人/年	127,000人
	現在値	322,100人	進捗率 107.4%		目標値	50人/年	200,000人 変更→300,000人
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源					
計		0千円					
備考	予算は、連番6に計上						

計画(Plan)

課題と解決の方策	ぶどう(巨峰)やいちじく、鶏卵などを特産品として町内外にPRしているが、商品によっては、一部ブランド品として取扱いがされているものの、一方では季節的なものであることや町内で直売をしていることから、町外での商品の知名度は高いとは言えず集客につながっていない。今後は、集客力のある施設や著名な方などを活用して宣伝・PRを行う。
具体的手法	著名なタレントや鞍手町出身の芸人などの協力を得てイベントやインターネットテレビなどで紹介したり、近隣市町の集客力のある施設などを活用して特産品の宣伝・PRを行う。

実施(Do)

実施内容	<p>・平成27年度は、地方創生交付金を活用し一定の予算を捻出し、著名なタレントやインターネットテレビなどで特産品のPRを行ったが、平成28年度は交付金がなかったため、町の一般財源を活用して実施することも検討しましたが、費用対効果を考慮し事業規模を大幅に縮小しました。よって、近隣市町の集客力のある施設などを活用した特産品の宣伝・PRのみを行いました。</p> <p>【トヨタスプリングフェスタ】 地震の影響により中止</p> <p>【古賀サービスエリア】 台風の影響により中止</p> <p>【道の駅むなかた】 8月28日</p> <p>【シンガポールぶどうフェア】 8月26～28日、9月2日～4日の計6日開催</p> <p>【宗像グローバルアリーナ】 9月17日開催</p> <p>【ギラヴァンツ北九州フレンドリータウン事業】 9月18日開催</p> <p>【町村フェア】 10月22～23日開催</p>
------	---

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPIに対する評価	C	評価の理由	
	<p>a 目標を大きく上回って達成</p> <p>b 目標を上回って達成</p> <p>c ほぼ目標どおり</p> <p>d 目標を下回った</p> <p>e 目標を大きく下回った</p> <p>f 達成できなかった</p>		<p>著名なタレントやインターネットテレビなどを活用したPR活動は行っていないが、近隣市町の施設などを活用して巨峰や鶏卵などの販売PRをほぼ計画どおり行うことができました。</p>	

貢献度	貢献度区分	II	貢献度の理由	
	<p>I 貢献している</p> <p>II やや貢献している</p> <p>III 貢献の度合いが薄い</p> <p>IV 貢献できていない</p>		<p>昨年度のような規模ではなかったものの、各イベントや近隣市町の施設を活用して地道に販売PRを実施したことにより、昨年度と同等の成果を得られたと考えます。</p>	

見直し(Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	<p>i 事業規模拡大</p> <p>ii 現状のまま継続</p> <p>iii 改善しながら継続</p> <p>iv 事業規模縮小</p> <p>v 事業変更</p>		<p>今後も予算的な観点から著名なタレントやインターネットテレビ、デジタルサイネージを活用したPRが難しいことから、近隣市町の集客力のある施設などを活用して特産品の宣伝・PRを行います。また、ふるさと納税の返礼品としても使われているため、インターネットや新聞広告にて宣伝・PRを併せて行い、鞍手産品の魅力発信に努めていきます。</p>	

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	8	主管課	地域振興課	その他の課	農政環境課		
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	交流人口の拡大				H27.4	H32.3	基本目標及びKPIの観光入込客数の指標変更
事業名	特産品のブランド化(観光まちおこしプロジェクト)						
具体的目標値	重要業績指標(KPI)			基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	観光入込客数			項目	観光入込客数	
	策定時	127,000人			社会増減(転入者数-転出者数)		
	目標値	200,000人	変更→300,000人		策定時	21人/年	127,000人
	現在値	322,100人	進捗率 107.4%		目標値	50人/年	200,000人 変更→300,000人
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源					
計		0千円					
備考	予算は、連番6に計上						

計画(Plan)

課題と解決の方策	ぶどう(巨峰)やいちじく、鶏卵などを特産品として町内外にPRしているが、商品によっては、一部ブランド品として取扱いがされているものの、一方では季節的なものであることや町内で直売をしていることから、町外での商品の知名度は高いとは言えず集客につながっていない。また、国内は既にブランド化された農畜産物が多いため、ブランド化には時間を要することが考えられる。
具体的手法	集客のための航空路線も充実しているアジア圏に向けて販路を開拓するため、まずASEAN地域の経済の中心であるシンガポールにおいて、集客力の高いショッピングモールで数日間試食販売を行う。取れたてのぶどうを空輸してなるべく新鮮な状態で店頭で陳列し、客の反応を確認するとともに、品質もよく安心安全な本町のぶどうを取り扱ってもらえるよう企業への営業活動も併せて行い、シンガポールでの実績、評価を日本へ逆輸入しブランド力を高める。

実施(Do)

実施内容	・福岡県や県内JAグループなどが出資して設立した九州農産物通商株式会社及び福岡県、JA直鞍、鞍手町、ぶどう生産者が連携し、8月26~28日、9月2日~4日の計6日、九州農産物通商株式会社のスタッフがシンガポールでぶどうフェアを開催しました。開催場所は、一昨年より取引を始めたシンガポールにおいて食品関連事業を展開しているRE&S社のジャパニーズマーケットにて、巨峰、ピオーネ、シャインマスカットなど合わせて94kgを販売しました。その他に同社のレストランに、ディナー用フルーツとして巨峰を13kgを販売しました。
------	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPIに対する評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	b 目標を上回って達成	c ほぼ目標どおり	d 目標を下回った
	e 目標を大きく下回った	f 達成できなかった	鞍手町の特産品である有核(種あり)巨峰をメインに試食販売を行いました。海外では、有核は好まれないものの、甘みの強さが評価され、約60kgを完売しました。その他にもシャインマスカットなど34kgを販売し、地元消費者から高評価をいただきました。しかし、巨峰をキラーコンテンツとして集客するまでには至っていません。	
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	II やや貢献している	III 貢献の度合いが薄い	IV 貢献できていない
		III	シンガポールでの評価は徐々に上がっていると思われませんが、同国で既にブランド化に成功している日本産のぶどうが大量に流通しており、それらのぶどうと比較すると、ブランド化には時間を要すると考えます。	

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	ii 現状のまま継続	iii 改善しながら継続	iv 事業規模縮小
	v 事業変更	i	ブランド化の海外戦略として、ASEAN地域の経済の中心であるシンガポールで、平成26年度から3年間、ぶどうのプロモーションなどを行ってきました。今後は、より知名度の拡散を加速化させるため、シンガポールのほかに台湾や香港などで「ぶどうフェア」を開催していきたいと考えています。	

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	9	主管課	地域振興課	その他の課	農政環境課		
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	交流人口の拡大				H27.4	H32.3	基本目標及びKPIの観光入込客数の指標変更
事業名	特産品の販売促進(観光まちおこしプロジェクト)						
具体的目標値	重要業績指標(KPI)			基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	観光入込客数			項目	観光入込客数	
	策定時	127,000人			社会増減(転入者数-転出者数)		
	目標値	200,000人	変更→300,000人		策定時	21人/年	127,000人
	現在値	322,100人	進捗率 107.4%		目標値	50人/年	200,000人 変更→300,000人
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目		決算額	補助事業名等及び特記事項		
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源					
計				0千円			
備考		予算は、連番6に計上					

計画(Plan)

課題と解決の方策	ぶどう(巨峰)やいちじく、鶏卵などを特産品として町内外にPRしているが、商品によっては、一部ブランド品として取扱いがされているものの、一方では季節的なものであることや町内で直売をしていることから、町外での商品の知名度は高いとは言えず集客につながっていない。今後は、集客力のある施設を活用して、宣伝・PRを行う。
具体的手法	本町の立地を活かし、九州道沿線のパーキングエリア、サービスエリアや道の駅などの施設において特産品の試食販売を行う。

実施(Do)

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・JA直鞍、地元生産者、関係自治体等との連携により、鞍手町の特産品である「巨峰」や「鶏卵」などの販売PRを行いました。 【トヨタスプリングフェスタ】 地震の影響により中止 【古賀サービスエリア】 台風の影響により中止 【道の駅むなかた】 8月28日 【シンガポールぶどうフェア】 8月26～28日、9月2日～4日の計6日開催 【宗像グローバルアリーナ】 9月17日開催 【ギラヴァンツ北九州フレンドリータウン事業】 9月18日開催 【町村フェア】 10月22～23日開催
------	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPIに対する評価	e	評価の理由
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		自然災害の影響により中止や集客力が低下した事業があり、前年度並みのプロモーションを行うことができませんでした。平成27年度から取り組んでいますが、巨峰をカラーコンテンツとして集客するまでには至っていません。
貢献度	貢献度区分	IV	貢献度の理由
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		平成27年度からこの取り組みを継続して行っていることにより、消費者からの評価も向上し、町外、県外からの電話注文も入ってきていることから、リピーターは増加傾向にあります。しかし、交流人口の増加に直結した事業とは言い難いところです。

見直し(Action)

見直し	方向性区分	iii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		今後も県内を中心に試食販売などを継続して行っていますが、併せて町の一次産品を使用した商品開発にも取り組み、商品の知名度の向上と鞍手町の魅力発信に努めていきます。

平成27年度 特産品等の販売実績

月 日	場所	特産品等
8月21～23日	古賀サービスエリア（上り）	ぶどう（350kg） イチジク（20kg）
8月29～30日	道の駅むなかた	ぶどう（420kg）
9月5～6日	古賀サービスエリア（上り）	ぶどう（260kg） イチジク（40kg） 米（50kg）
9月21日	グローバルアリーナ	ぶどう（80kg）
9月21日	〃 （土産品）	ぶどう（200kg）
9月22～23日	東京国際フォーラム	ぶどう（160kg） たまご（100箱）

平成28年度 特産品等の販売実績

月 日	場所	特産品等
4月24日	トヨタスプリングフェスタ	地震の影響により中止
8月28日	道の駅むなかた	ぶどう（188kg）大雨の影響により販売量減少
7月22日	シンガポール 日本食レストラン	ぶどう（13kg）
8月26～28日	シンガポール ジャパニーズマーケット	ぶどう（47kg）
9月2～4日	シンガポール ジャパニーズマーケット	ぶどう（47kg）
9月3～4日	古賀サービスエリア（上り）	台風の影響により中止
9月17日	グローバルアリーナ	ぶどう（45kg） たまご（30箱）
9月17日	〃 （土産品）	ぶどう（125kg）
9月18日	ギラヴァンツ北九州	ぶどう（20kg）
10月22～23日	町村フェア	たまご（30箱）プリン（300個）めんべい（7箱）

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	10	主管課	政策推進課	その他の課						
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる						開始年月	到達年月	検証	
テーマ	交流人口の拡大						H28.3	H32.3	評価 削除	
事業名	Wi-Fi整備									
具体的 目標値	重要業績指標 (KPI)				基本 目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)				
	指標	観光入込客数				項目	観光入込客数			
	策定時	127,000人				社会増減 (転入者数-転出者数)				
	目標値	200,000人	変更→	300,000人		策定時	21人/年	127,000人		
	現在値	322,100人	進捗率	107.4%		目標値	50人/年	200,000人	変更→	300,000人
事業費 (決算額) (単位:千円)	財源 の 種 類	科目		決算額	補助事業名等及び特記事項					
		国庫支出金								
		県支出金								
		地方債								
		その他特財								
		一般財源		338千円	Wi-Fiインターネット通信料					
計		338千円								
備考										

計画 (Plan)

課題と解決の方策	<p>公衆無線LANの整備ができていないため、町内を訪れた観光客がスマートフォンなどで大容量の写真や動画をSNS等により情報発信する際に、通信量(料)を気にして躊躇してしまうことがある。また、インバウンド観光客は、訪問国での通信のためにSIMカードを購入したり、モバイルルーターをレンタルしたりして対応しているため、公衆無線LANのニーズが非常に高い。観光客に通信量(料)を気にせず情報発信してもらうため、公衆無線LAN(無料Wi-Fi)を整備する。</p>
具体的手法	<p>鞍手駅、歴史民俗博物館、中央公民館、総合福祉センター、役場などの人の往来が多い施設を中心に無料Wi-Fiを整備し、スマートフォン等により情報発信してもらう。</p>

実施 (Do)

実施内容	<p>平成27年度に地方創生先行型(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金)を活用し、役場庁舎、中央公民館、歴史民俗資料館、総合福祉センターに公衆無線LAN(無料Wi-Fi)を設置し、利用者の利便性の向上を図ってきました。現在は、4施設のインターネット使用料を支出しているのみの事業となっています。</p> <p>Wi-Fiインターネット通信料 (@27,702×1月) + (@28,136×5月) + (@28,137×6月) = 337,204円</p>
------	---

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPIに対する評価	C	評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		連番10は、ハード面の整備であり、計画通りの整備を行ったため、ほぼ目標通りの評価とします。	
貢献度	貢献度区分	III	貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		連番10は、ハード面の整備のため、KPI直接的に影響を与える事業でないため、貢献度は薄いと考えます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		<p>Wi-Fi整備事業については、実施内容で述べたように地方創生先行型交付金において、計画期間のない中、平成26年度の3月補正で予算を計上し、利用者の利便性を図るために整備したもので、ソフト事業でなく、ハード整備事業のため、総合戦略全体における事業として捉えにくいことから、この具体的な施策については、今後の評価からは削除していきます。しかし、住民及び観光客等へのサービス向上のため、予算は継続して計上していき、利用者の利便性の向上を図っていきます。</p>

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	11	主管課	地域振興課	その他の課				
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる					開始年月	到達年月	検証
テーマ	移住・定住の促進					H23.4	H32.3	基本目標の観光入込客数の指標変更
事業名	鞍手町定住促進奨励金交付事業							
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	転入世帯数				項目	観光入込客数	
	策定時	41世帯				社会増減 (転入者数 - 転出者数)	21人/年	
	目標値	170世帯				策定時	127,000人	
	現在値	89世帯	進捗率	52.4%		目標値	50人/年	200,000人 変更→ 300,000人
事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額		補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金	5,623千円		住宅事業社会資本整備総合交付金			
		県支出金						
		地方債						
		その他特財	6,000千円		過疎地域自立促進特別事業基金繰入金			
		一般財源	51千円					
計	11,674千円							
備考								

計画 (Plan)

課題と解決の方策	人口減少数の抑制のため、定住促進奨励金事業を実施。
具体的手法	町内にて住宅を取得し居住された方に、対象となる家屋と土地に対する固定資産税相当額を、最高10年間交付する。

実施 (Do)

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から平成28年度までの対象者に固定資産税相当額を交付しました。 【平成28年度実績】 新築: 130世帯 (うち平成28年度新規交付世帯...27世帯) 中古: 52世帯 (うち平成28年度新規交付世帯...9世帯) 転入者数: 287人 (うち平成28年度転入者数...77人)
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対する評価	C	評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		平成28年度の転入世帯数は前年度から25世帯増加していますが、次年度以降も同様に増加するとした場合、転入世帯の合計が164世帯となりKPIの目標値である170世帯とほぼ同水準となるため、c評価としました。	
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		転入者への課税額だけを見ても、平成28年度は16,440,400円となっており、事業費を大きく上回っていることから、貢献度はIとしました。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		評価からも分かるように、当該事業は着実に成果が上がっており、現状では特段の改善等は必要ないと判断されるため、現状のまま継続していきます。

奨励金の交付による定住支援実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申請件数	144	182			
申請世帯人口	504	661			
転入人口	208	287			
不転出人口	296	374			
新築	101	130			
うち転入	41	62			
中古住宅	43	52			
うち転入	23	27			
交付額	8,560,800	11,466,100			
転入世帯数	64	89			
転入者への課税額	12,348,000	16,440,400			
住民税	12,125,400	16,123,500			
※参考 軽自動車税	222,600	316,900			

基本目標

連番	12	主管課	建設課	その他の課			
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	移住・定住の促進				H28.2	H32.3	基本目標の観光入込客数の指標変更
事業名	民間賃貸住宅建設促進事業						
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	民間賃貸住宅建設戸数			項目	観光入込客数	
	策定時	未実施			社会増減 (転入者数-転出者数)		
	目標値	50戸			策定時	21人/年	127,000人
	現在値	0戸	進捗率		0.0%	目標値	50人/年
事業費 (決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額		補助事業名等及び特記事項		
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源	0千円				
計	0千円						
備考							

計画 (Plan)

課題と解決の方策	若者向けの賃貸住宅が少ない。 転入者 (若者向け) 等の住宅を確保するため、アパートやマンションなどの民間賃貸住宅の建設者に、その費用の一部を補助するなどの方策を検討
具体的手法	民間賃貸住宅建設促進補助金制度 (案) (1) 補助額 1戸当たり50万円 (1棟あたり上限500万円) (2) 賃貸住宅の要件 (例) ア 新築であるもの イ 1棟あたり4戸以上で、1戸あたりの床面積が30㎡以上80㎡以下であるもの ウ 敷地内に1戸あたり1台以上の専用駐車場が確保されているもの エ 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されているもの

実施 (Do)

実施内容	平成29年度当初予算計上を行い、3月議会において議決されました。また、民間賃貸住宅建設促進事業の補助金交付金要綱の制定を行いました。 平成29年度予算額……5,000千円
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	f	評価の理由 平成28年度は、例規の整備、予算の確保のための年度としたため、KPI については達成できませんでした。	
貢献度	貢献度区分	IV	貢献度の理由 上記同様、平成28年度においては貢献できていません。	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない			

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、各種方面での広報周知を行うこととします。
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

平成29年 3月31日
鞍手町告示第31号

鞍手町民間賃貸住宅建設費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅建設費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、鞍手町内で賃貸住宅を建設する法人又は個人に対して、建設費用の一部を助成することにより、民間賃貸住宅の供給を促進し、町内での住環境の向上、地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、特に町長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 賃貸契約の締結により入居される住宅及び自社（法人に限る。）の従業員の用途に使用する住宅等として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）に規定する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であつて、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ア 建設する1棟につき1以上の戸数を有し、住戸形式は1ルーム、1LDK、2LDK、3LDKとする。

イ 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。ただし、1ルームにおいては、各戸に玄関、便所、浴室及び流し台が設置されていること。

ウ アによる住戸形式ごとの床面積（共同住宅にあつては、廊下、階段及びエレベータ等の共用部分の床面積を除く。）は、次のとおりとする。

(ア) 1ルーム 20平方メートル以上

(イ) 1LDK 30平方メートル以上

(ウ) 2LDK 45平方メートル以上

(エ) 3LDK 55平方メートル以上

(2) 1戸当たり車1台以上の駐車スペースが確保されていること。

(3) 建築基準関係法令に適合するものであること。

(4) 新築であること。

(5) 組立式仮設建築物のような簡易なものでないこと。

(6) 排水については、公共下水道又は合併処理浄化槽に接続していること。

2 この要綱において、「事前協議」とは、補助金の交付を受けようとする法人又は個人（以下「事業者」という。）が計画した民間賃貸住宅の整備内容について、事前に協議を行うことをいう。

3 この要綱において、「認定申請」とは、助成金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

第3条 事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 鞍手町内に民間賃貸住宅を新築する法人又は個人

(2) 鞍手町に関する町税等を滞納していない法人又は個人

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

(5) 国、県、他の団体等から本事業と重複する助成金等の交付を受けていない者

2 補助金の交付を受けることができる者が発注する施工業者の要件は、建設業法（昭和24年法律第100号）で定める建設業の許可のある法人又は個人とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、民間賃貸住宅の建築一式工事及び外構工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 建設する民間賃貸住宅の補助金の額は、1棟につき、その戸数に次の各号に定める住戸形式ごとに定める1戸当たりの金額を乗じて得た額、かつ、次項に定める限度額内の額とする。

(1) 1ルームの1戸当たりの金額は、50万円とする。

(2) 1LDKの1戸当たりの金額は、60万円とする。

(3) 2LDKの1戸あたりの金額は、80万円とする。

(4) 3LDKの1戸あたりの金額は、120万円とする。

2 補助金の額は、1棟あたり500万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(事前協議及び中間検査)

第6条 事業者は、計画した民間賃貸住宅の整備内容について、民間賃貸住宅建設費補助金交付認定申請に係る事前協議書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し事前に協議しなければならない。

- (1) 設計図面
 - ア 附近見取図及び配置図（附帯施設の計画も含む。）
 - イ 各階平面図
 - ウ 立面図
 - エ 床面積求積表（建物全体、共用部分及び住戸部分の面積が分かるもの）
 - オ 断面図（断熱に係る使用材料が分かるもの）
- (2) 委任状（事業主以外の者が行う場合）
- (3) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、事前の協議に際し、この要綱に基づき助言するものとする。
- 3 町長は、この要綱に基づき、適正に施工しているか中間検査を実施することができる。
（補助金の認定申請及び交付認定）
- 第7条 事業者は、事前協議を終了し、新築しようとする民間賃貸住宅に係る建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けた後に、民間賃貸住宅建設費補助金交付認定申請書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
 - (1) 設計図面
 - ア 附近見取図及び配置図（附帯施設の計画も含む。）
 - イ 各階平面図
 - ウ 立面図
 - エ 床面積求積表（建物全体、共用部分及び住戸部分の面積が分かるもの）
 - オ 断面図（断熱に係る使用材料が分かるもの）
 - カ 建築確認済証の写し
 - (2) 工事請負契約書の写し（自らが施工する場合は不要）
 - (3) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し
 - (4) 法人の場合は、商業登記簿謄本、個人の場合は、事業者の住民票
 - (5) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
 - (6) 建設工事見積書（補助対象経費が分かるもの）
 - (7) 納税証明書
 - (8) 委任状（事業主以外の者が行う場合）
 - (9) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定に基づく認定申請があったときは、その内容を審査し交付認定の可否について、民間賃貸住宅建設費補助金交付認定（不認定）通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
（認定内容の変更及び変更承認）
- 第8条 前条第2項の規定に基づき補助金の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る内容を変更しようとするときは、民間賃貸住宅建設費補助金認定内容変更申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。
 - 2 町長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否について、民間賃貸住宅建設費補助金認定内容変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。
（補助金の交付申請及び交付決定）
- 第9条 認定事業者は、民間賃貸住宅の完成後30日以内に、民間賃貸住宅建設費補助金交付申請書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に補助金の交付申請を行わなければならない。
 - (1) 建物の表示登記済証の写し
 - (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
 - (3) 完成写真
 - ア 建物の外観（2面）
 - イ 住戸（各タイプ毎）の各居室、便所、洗面設備、浴室、台所及び食堂等並びに屋外附帯施設（駐車スペース）
 - (4) 完成図面（変更がない場合は不要）
 - (5) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）
 - (6) その他町長が必要であると認めるもの
- 2 町長は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、民間賃貸住宅建設費補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。
（補助金の交付）

第10条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下「受給者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、民間賃貸住宅建設費補助金請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。
（補助金の取消し等）

第11条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、民間賃貸住宅建設費補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

（2）補助金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。

（3）補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し、又は担保に供したとき。この場合において、相続による権利の異動については、この限りでない。

（4）補助金の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに建築基準法等に違反したとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、民間賃貸住宅建設費補助金返還命令書（別記様式第11号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（補助金を受けて建設した民間賃貸住宅の管理）

第13条 受給者は、建設した民間賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）を補助金の交付を受けた日から起算して10年間（以下「管理期間」という。）は用途を変更し、又は取り壊してはならない。

2 受給者は、管理期間中对象住宅を売買その他の取引に供するときは、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）との間に、管理期間中是对象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない旨を定めた契約を取り交わした場合に限り、民間賃貸住宅売買等通知書（別記様式第12号）に当該取引に係る契約書の写しを添えて町長に提出しなければならない。この場合において、引継者はこの要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

3 前2項の規定に関わらず、受給者（引継者を含む。以下同じ。）は、民間賃貸住宅用途変更等承認申請書（別記様式第13号）を町長に提出し、災害その他の事由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、民間賃貸住宅用途変更等承認通知書（別記様式第14号）の通知により管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

4 次の各号に掲げる者は入居させてはならない。

（1）個人が建設する賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族

（2）法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族（報告等）

第14条 町長は、管理期間中にあつては、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に建築等の確認申請があつたものから適用する。

（失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。

（失効に伴う経過措置）

3 第11条から第14条までの規定については、この規定が失効後もなお、その効力を有する。

基本目標

連番	13	主管課	地域振興課	その他の課					
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる						開始年月	到達年月	検証
テーマ	移住・定住の促進						H28.2	H32.3	基本目標の観光入込客数の指標変更
事業名	新婚及び子育て世帯家賃補助 ※No.18再掲								

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)				
	指標	新婚・子育て世帯の移住世帯数				項目	観光入込客数			
	策定時	未実施				社会増減 (転入者数-転出者数)				
	目標値	30世帯				策定時	21人/年	127,000人		
	現在値	0世帯	進捗率	0.0%		目標値	50人/年	200,000人	変更→	300,000人
	最終値				最終値					

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計	0千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	人口減少の抑制 鞍手町人口自然増減数 (出生者数-死亡者数) ※H26. 1. 1 ~ H26. 12. 31の間の自然増減数△137人
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯……夫婦の合計年齢が70歳未満で制度開始以降に婚姻した者 ・子育て世帯……未就学児が同居する世帯で町外から転入してきた世帯 ・新婚世帯、子育て世帯で町内の民間賃貸住宅にお住まいの住民に年額24万円 (月額2万円) を5年間補助

実施 (Do)

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度当初予算計上を行い、3月議会において議決されました。また、平成29年10月1日施行に向け「鞍手町新婚世帯家賃補助金交付要綱」及び「鞍手町子育て世帯家賃補助金交付要綱」を平成29年3月31日に制定しました。 【平成29年度予算額】 新婚世帯、子育て世帯賃貸住宅家賃補助 600千円
------	---

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	f	評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		当該事業の施行日が平成29年10月1日であることから、平成28年度はf評価としました。	
貢献度	貢献度区分	IV	貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		上記同様、平成28年度においては貢献できていません。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、10月1日の事業開始前に各種方面での広報周知を行うこととします。

平成29年3月31日
鞍手町告示第38号

鞍手町新婚世帯家賃補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する鞍手町新婚世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付を行い、もって新婚世帯の定住化の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚夫婦 補助金の認定申請をする日において、婚姻の届出の日から6か月以内の夫婦であって、夫婦の合計年齢が75歳未満の夫婦をいう。ただし、平成29年10月1日以降に婚姻の届出をした夫婦に限る。

(2) 新婚世帯 新婚夫婦のいずれかが世帯主である世帯をいう。

(3) 民間賃貸住宅 新婚夫婦のいずれかが住宅の所有者との間で自己の居住の用に供するために賃貸借契約を締結した町内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 公営住宅

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅

ウ 借上公共賃貸住宅

エ 新婚世帯の世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅

(4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用（以下「共益費等」という。）を含む場合は、当該費用を除くこととし、共益費等が0円となる場合については、次の表に掲げる費用を控除した金額とする。

共益費	2,000円
-----	--------

駐車場使用料（1台につき）	2,000円
---------------	--------

(5) 住宅手当等 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(6) 補助開始月 第7条に規定する認定の決定を受けた日の属する月をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、新婚世帯であって、次の各号の全てに該当する世帯とする。

(1) 同一世帯として本町の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 民間賃貸住宅に居住している世帯であること。

(3) 家賃が、27,000円以上であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 世帯員全員が、町税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）の滞納をしていない者であること。

(6) 家賃を滞納していないこと。

(7) 世帯員全員が、鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと。

(8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(9) 鞍手町子育て世帯家賃補助金の交付を同時に受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の月額は、家賃から住宅手当等を控除した額とする。ただし、20,000円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助金を交付する対象期間（以下「補助対象期間」という。）は補助開始月から起算して36月とし、各年の補助対象期間は、次の表のとおりとする。ただし、初年分から第3年分までの合計入居月数が36月に満たないときは、36月に達するまでの入居月数を第4年分とする。

初年分	補助開始月から当該年の12月までの入居月数
-----	-----------------------

第2年分	1月から当該年の12月までの入居月数
------	--------------------

第3年分	1月から当該年の12月までの入居月数
------	--------------------

（認定の申請）

第6条 補助金の交付の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、新婚夫婦のうち賃貸借契約の締結者とする。

2 申請者は鞍手町新婚世帯家賃補助金受給資格認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に認定申請しなければならない。

(1) 住民票の謄本

- (2) 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類
(認定の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、認定の可否を決定し、その旨を鞍手町新婚世帯家賃補助金受給資格認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により、認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、交付対象となる年分ごとに鞍手町新婚世帯家賃補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、交付申請期間は、補助対象年の翌年1月から3月までとする。

- (1) 家賃を支払ったことを証明できる書類
- (2) 住宅手当等支給証明書（様式第4号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地踏査等を行い、補助金の交付を決定したときは、鞍手町新婚世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付しないことを決定したときは、鞍手町新婚世帯家賃補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、町長が定める日までに、鞍手町新婚世帯家賃補助金交付請求書（様式第7号）により町長に補助金の交付請求をすることができる。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

2 補助対象期間中に、次条に規定する事由により資格の喪失があったときは、その事由の発生した年以降の補助金は交付しないものとする。

（補助資格の喪失）

第12条 補助対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなったとき。この場合における同条第1号の要件の基準日は、月の初日とする。
- (2) 補助の対象となる夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居（子供の出生又は出生予定等による一時転居の場合を除く。）したとき。
- (3) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡したとき。ただし、夫婦のいずれかが死亡した場合において、同居している子（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）がある場合を除く。
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

（補助の継続）

第13条 補助対象世帯が、町内の他の民間賃貸住宅に転居した場合であっても、引き続き第3条の要件を満たす場合は、継続して補助を受けることができる。

2 前項の規定に基づき継続して補助を受ける場合は、次条に規定する届出に加え、第6条に掲げる書類（第6条第2項第2号を除く。）を添えて町長に届け出なければならない。

（変更承認申請）

第14条 受給資格者は、第12条の規定により資格が喪失する場合又は前条の規定により補助の継続を受ける場合若しくはこの要綱に定める提出書類の記載内容に変更があったときは、鞍手町新婚世帯家賃補助金変更承認申請書（様式第8号）に当該変更を証する書類を添えて、町長に速やかに届け出なければならない。

2 前項の変更承認申請書が提出された場合、町長は変更内容を審査し、鞍手町新婚世帯家賃補助金変更承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第15条 町長は、受給資格者が第12条の規定に該当する場合又は不正に補助金の交付を受けていた場合は、第7条又は第9条の規定により決定した内容について、全部又は一部を取消すものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年9月30日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者並びに、この要綱の失効前に第3条に規定する要件を満たした者が、この要綱の失効後に第6条の規定に基づく認定申請を行い補助金の交付の決定を受けた場合に係る補助対象期間については、なお従前の例による。

平成29年3月31日
鞍手町告示第39号

鞍手町子育て世帯家賃補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する鞍手町子育て世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付を行い、もって子育て世帯の定住化の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象児 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 子育て世帯 この要綱施行の日（以下「施行日」という。）以前から鞍手町の住民基本台帳に登録されている世帯で、施行日以降に出生した補助対象児を扶養し、かつ、同居している世帯をいう。
- (3) 子育て転入世帯 鞍手町に転入した日において、補助対象児を扶養し、かつ、同居している世帯（本町から転出後、3年に満たない期間内に再度転入したものを除く。）をいう。ただし、施行日以降の転入に限る。
- (4) 民間賃貸住宅 補助対象児と同一世帯に属する2親等以内の親族（以下「2親等親族」という。）が自己の居住の用に供するため、住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した町内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 公営住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - ウ 借上公共賃貸住宅
 - エ 子育て世帯の世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅
- (5) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用（以下「共益費等」という。）を含む場合は、当該費用を除くこととし、共益費等が0円となる場合については、次の表に掲げる費用を控除した金額とする。

共益費	2,000円
駐車場使用料（1台につき）	2,000円
- (6) 住宅手当等 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (7) 補助開始月 第7条に規定する認定の決定を受けた日の属する月をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、子育て世帯又は子育て転入世帯であって、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 補助対象児と同一世帯として本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 民間賃貸住宅に居住している世帯であること。
- (3) 家賃が、27,000円以上であること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 世帯員全員が、町税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）の滞納をしていない者であること。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 世帯員全員が、鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 鞍手町新婚世帯家賃補助金の交付を同時に受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の月額は、家賃から住宅手当等を控除した額とする。ただし、20,000円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助金を交付する対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助開始月から起算して36月を限度とし、各年の補助対象期間は、次の表のとおりとする。ただし、初年分から第3年分までの合計入居月数が36月に満たないときは、36月に達するまでの入居月数を第4年分とする。

初年分	補助開始月から当該年の12月までの入居月数
第2年分	1月から当該年の12月までの入居月数
第3年分	1月から当該年の12月までの入居月数

（認定の申請）

- 第6条 補助金の交付の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、補助対象児の2親等親族のうちの賃貸借契約の締結者である。
- 2 申請者は鞍手町子育て世帯家賃補助金受給資格認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に認定申請しなければならない。ただし、認定申請の期間は、子育て世帯においては補助対象児の誕生日から、子育て転入世帯においては転入をした日から、それぞれ起算して6月以内とする。
- (1) 住民票の謄本
 - (2) 子育て転入世帯においては3年以上町外に居住したことを証する書類
 - (3) 賃貸借契約書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （認定の決定等）
- 第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、認定の可否を決定し、その旨を鞍手町子育て世帯家賃補助金受給資格認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- （補助金の交付申請）
- 第8条 前条の規定により、認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、交付対象となる年分ごとに鞍手町子育て世帯家賃補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、交付申請期間は、補助対象年の翌年1月から3月までとする。
- (1) 家賃を支払ったことを証明できる書類
 - (2) 住宅手当等支給証明書（様式第4号）
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定等）
- 第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地踏査等を行い、補助金の交付を決定したときは、鞍手町子育て世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付しないことを決定したときは、鞍手町子育て世帯家賃補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。
- （補助金の請求）
- 第10条 交付決定者は、町長が定める日までに、鞍手町子育て世帯家賃補助金交付請求書（様式第7号）により町長に補助金の交付請求をすることができる。
- （補助金の交付）
- 第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。
- 2 補助対象期間中に、次条に規定する事由により資格の喪失があったときは、その事由の発生した年以降の補助金は交付しないものとする。
- （補助資格の喪失）
- 第12条 補助対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。
- (1) 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなったとき。この場合における同条第1号の要件の基準日は、月の初日とする。
 - (2) 補助対象児が全て死亡したとき。ただし、補助対象児のほかに、その時点において6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者が同居している場合を除く。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他町長が必要と認めたとき。
- （補助の継続）
- 第13条 補助対象世帯が、町内の他の民間賃貸住宅に転居した場合であっても、引き続き第3条の要件を満たす場合は、継続して補助を受けることができる。
- 2 前項の規定に基づき継続して補助を受ける場合は、次条に規定する届出に加え、第6条に掲げる書類（第6条第2項第2号を除く。）を添えて町長に届け出しなければならない。
- （受給資格者の報告義務）
- 第14条 受給資格者は、第12条の規定により資格が喪失する場合又は前条の規定により補助の継続を受ける場合若しくはこの要綱に定める提出書類の記載内容に変更があった場合は、鞍手町子育て世帯家賃補助金変更承認申請書（様式第8号）に当該変更を証する書類を添えて、町長に速やかに届け出なければならない。
- 2 前項の変更承認申請書が提出された場合、町長は変更内容を審査し、鞍手町子育て世帯家賃補助金変更承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。
- （決定の取消し）

第15条 町長は、受給資格者が第12条の規定に該当する場合又は不正に補助金の交付を受けていた場合は、第7条又は第9条の規定により決定した内容について、全部又は一部を取消すものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年9月30日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者並びに、この要綱の失効前に第3条に規定する要件を満たした者が、この要綱の失効後に第6条の規定に基づく認定申請を行い補助金の交付の決定を受けた場合に係る補助対象期間については、なお従前の例による。

基本目標

連番	14	主管課	政策推進課	その他の課					
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる					開始年月	到達年月	検証	
テーマ	移住・定住の促進					H27.7	H32.3	基本目標の観光入込客数の指標変更	
事業名	おためし居住								
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)				
	指標	都市部からの移住世帯数			項目	観光入込客数			
	策定時	未実施			策定時	21人/年	127,000人		
	目標値	5世帯/年			目標値	50人/年	200,000人	変更→	300,000人
現在値	11世帯	進捗率	44.0%	最終値					

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	3,650千円	地方創生加速化交付金
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計	3,650千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いている。特に2040年には20代・30代女性が2010年比で約7割減少し、町が消滅する可能性すらあるという予測もある。実際に生活してもらうことで町の良さを知ってもらうため、お試し居住事業を実施する。
具体的手法	町内の空家を借り上げて、県外在住者を対象にお試し居住参加者を募集する。1～2か月程度居住してもらうことで町の良さを知ってもらい、ブログ等でその情報を発信してもらう。

実施 (Do)

実施内容	平成28年度は、地方創生加速化交付金を活用した「地域体験による移住・定住促進事業」の中でお試し居住を実施しました。実施拠点は平成28年度に地域のコミュニティハウスとして設置された「赤れんが」を活用したもので、平成27年度にトライアルワーキングステイで鞍手町に移住された1組の夫婦がお試し居住をされました。お試し居住の実績は、ショートステイ2組で独身者1名、3人家族1組でした。いずれのお試し居住も平成28年度から開設した「移住×鞍手」のフェイスブック等で情報発信をし、町のアピールを行いました。
------	---

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	e	おためし居住は実施できたが、おためし居住に参加された方が移住するまでには至りませんでした。しかし、平成28年度は都市圏からの移住が3世帯あり、平成27年度の4世帯と併せ7世帯となりました。	
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	III	重要業績指標及び基本目標の指標については、現段階では貢献できていません。この指標は、1年で成果が出るものでなく、町の人口ビジョンでも示しています短期、中期、長期の人口目標を達成できるように各課横断した移住施策を行う必要があると考えています。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	iii	上記に述べたように各課横断した移住施策を行う必要があると考えており、各課の移住定住情報の整理を行い、併せて移住定住を希望(検討)されている方のニーズに沿った情報提供が必要であると考えますので、今後の方向性については改善しながら継続していくこととします。また、次年度も赤れんがと連携したおためし居住を実施していくこととします。	

人口流入・流出月別調書（根拠：住民基本台帳）

■平成26年度

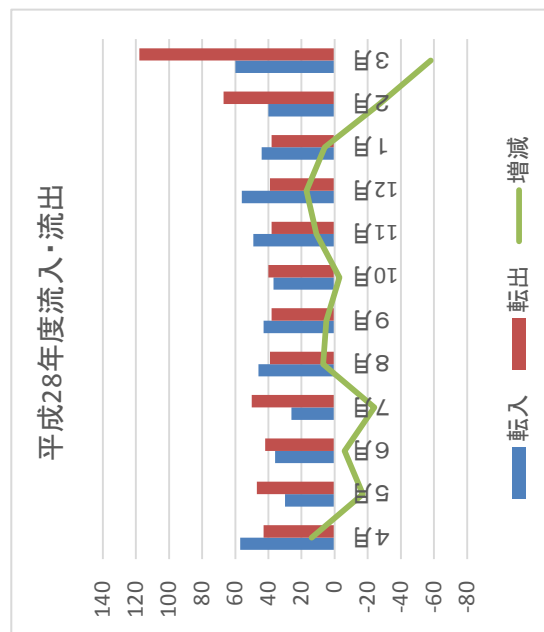
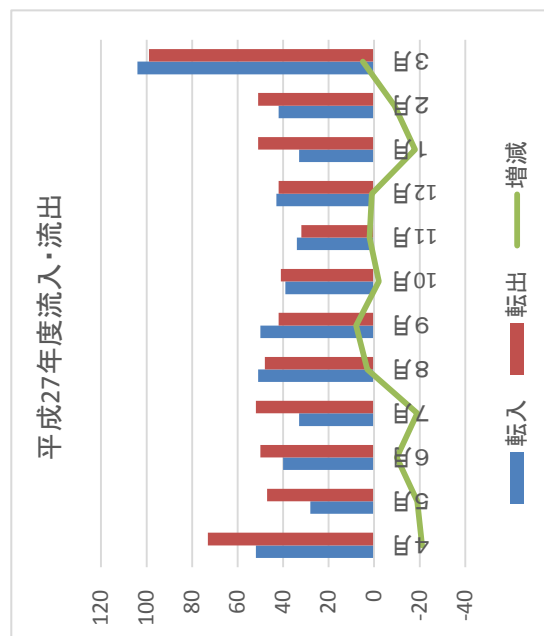
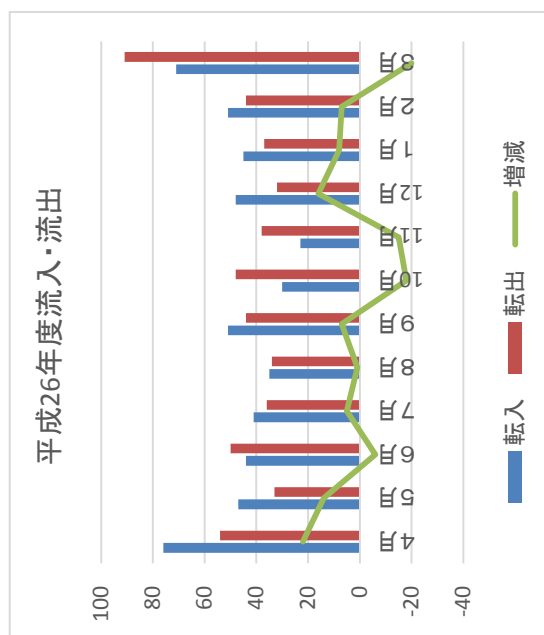
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
転入	76	47	44	41	35	51	30	23	48	45	51	71	562
転出	54	33	50	36	34	44	48	38	32	37	44	91	541
増減	22	14	-6	5	1	7	-18	-15	16	8	7	-20	21

■平成27年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
転入	52	28	40	33	51	50	39	34	43	33	42	104	549
転出	73	47	50	52	48	42	41	32	42	51	51	99	628
増減	-21	-19	-10	-19	3	8	-2	2	1	-18	-9	5	-79

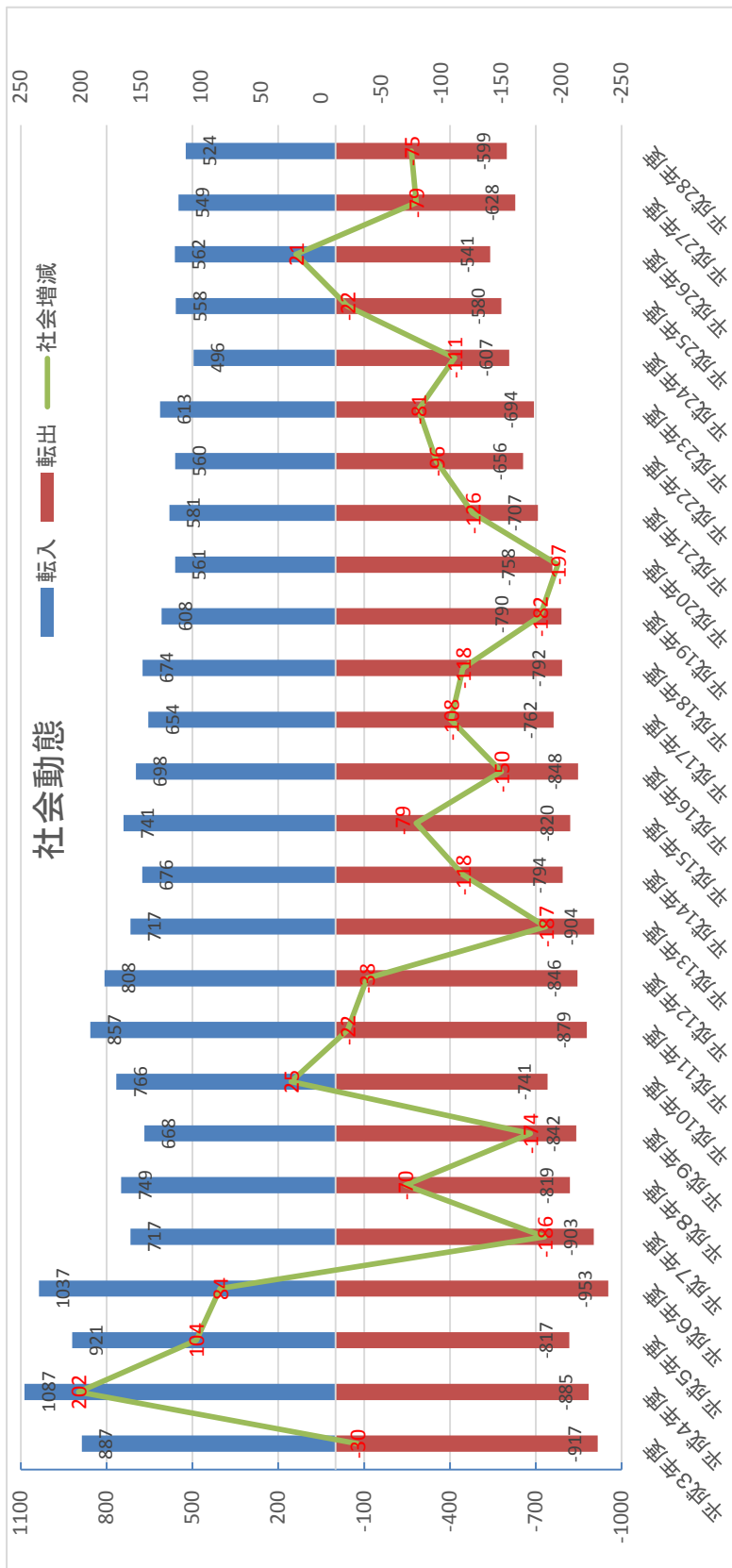
■平成28年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
転入	57	30	36	26	46	43	37	49	56	44	40	60	524
転出	43	47	42	50	39	38	40	38	39	38	67	118	599
増減	14	-17	-6	-24	7	5	-3	11	17	6	-27	-58	-75



年度別社会動態 (根拠：住民基本台帳)

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
転入	887	1087	921	1037	717	749	668	766	857	808	717	676	741
転出	-917	-885	-817	-953	-903	-819	-842	-741	-879	-846	-904	-794	-820
社会増減	-30	202	104	84	-186	-70	-174	25	-22	-38	-187	-118	-79
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
転入	698	654	674	608	561	581	560	613	496	558	562	549	524
転出	-848	-762	-792	-790	-758	-707	-656	-694	-607	-580	-541	-628	-599
社会増減	-150	-108	-118	-182	-197	-126	-96	-81	-111	-22	21	-79	-75



都市部からの移住世帯数等（根拠：住民基本台帳）

■平成27年度

都市名	移住世帯数	移住者数	Uターン者数	備考
東京都	2	3	8	
千葉県	1	1	3	
埼玉県	1	2	0	
合計	4	6	11	

■平成28年度

都市名	移住世帯数	移住者数	Uターン者数	備考
東京都	1	2	13	
神奈川県	2	3	4	
埼玉県	0	0	1	
合計	3	5	18	
前年度からの累積	7	11	29	

お試し居住実績

■平成27年度

都市名	期 間	人数	備 考
東京都	10月15日～12月24日	2	県のトライアルワーキングステイ

■平成28年度

都市名	期 間	人数	備 考
東京都	9月29日～10月5日	1	20歳代女性のショートステイ
長野県	10月11日～10月13日	3	30歳代の夫婦と子どもの家族でのショートステイ

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	15	主管課	政策推進課	その他の課					
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる					開始年月	到達年月	検証	
テーマ	移住・定住の促進					H28.1	H32.3	基本目標の観光入込客数の指標変更	
事業名	移住・定住の情報発信								
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)				
	指標	都市部からの移住世帯数			項目	観光入込客数			
	策定時	未実施			社会増減 (転入者数 - 転出者数)				
	目標値	5世帯/年			策定時	21人/年	127,000人		
	現在値	11世帯	進捗率		44.0%	目標値	50人/年	200,000人	変更→ 300,000人
事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項					
		国庫支出金	1,197千円	地方創生加速化交付金					
		県支出金							
		地方債							
		その他特財							
		一般財源							
計		1,197千円							
備考									

計画 (Plan)

課題と解決の方策	交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いている。特に2040年には20代・30代女性が2010年比で約7割減少し、町が消滅する可能性すらあるという予測もある。生活のしやすさをPRして移住・定住を推進する。
具体的手法	移住・定住施策をまとめたガイドブックを作成して配布するとともに、移住フェアなどの住まいに関するイベントにブース出展してガイドブックを活用しながら情報発信する。

実施 (Do)

実施内容	平成27年度補正予算により、加速化交付金を申請した「地域体験による移住・定住促進事業」が採択され、その中で町のシティプロモーションとして位置づけを行い、シティプロモーション公認サポーターとしての町の魅力発信や地域のコミュニティハウスとして設置された「赤れんが」に移住定住の情報発信ブースを設置し、町の魅力を発信しています。また、「移住×鞍手」のフェイスブックを活用した町の魅力発信や情報発信を行いました。また、北九州市を拠点とする17市町で構成した「連携中枢都市圏域」において都市圏でのイベントに出展した際には各種情報発信を積極的に行いました。さらには、地方創生の取組による銀行等で町の情報発信 (DVD等) やカヨチャンネルによる町のPR等を行いました。
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対する評価	C	評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		事業自体である移住定住に関する情報発信の評価については「ほぼ目標どおり」でした。なお、この具体的施策が要因ではないにしても重要業績指標の年5世帯の目標は達成できており、ほぼ目標通りであったと評価します。	
貢献度	貢献度区分	II	貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		評価内容で述べたようにこの具体的施策は、移住定住の情報発信で、直接的には貢献度はないものの、町の魅力や移住定住の情報発信を行い、移住定住の選択の一助にはなっていると思われま。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		現状のまま、継続して実施していきますが、移住定住の町全体の情報量が集約できていないため、今後は、各課局と連携し、移住定住情報の整理を行っていきます。

基本目標

連番	16	主管課	政策推進課	その他の課			
基本目標	鞍手町への新しいひとの流れをつくる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	移住・定住の促進				H27.4	H32.3	基本目標の観光入込客数の指標変更
事業名	空家バンク						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	空家バンクを通じた移住世帯数				項目	観光入込客数	
	策定時	未実施				社会増減 (転入者数 - 転出者数)		
	目標値	5世帯/年				策定時	21人/年	127,000人
	現在値	0世帯	進捗率	0.0%		目標値	50人/年	200,000人 変更→ 300,000人
	最終値							

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計	0千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いている。特に2040年には20代、30代女性が2010年比で約7割減少し、町が消滅する可能性すらあるという予測もある。町内にある空き家を移住者の受け皿として活用する。
具体的手法	空家調査を実施して町内の空家の実態を把握し、所有者に今後の空家の取り扱いについてアンケート調査を実施する。併せて空家バンクシステムを導入し、アンケート調査により移住者の受け皿としての有効活用したいと回答があった空家を登録することで全国に向けて空き家情報を発信する。

実施 (Do)

実施内容	平成27年度に実施した外観目視による空家調査で把握できた空家のデータを本町の地図情報システム (A i M a p) へ空家情報の登録を行いデータベースとして活用できるように整備をしました。また、平成29年度より実施の空家バンク設置のための例規整備等を行いました。
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	f	評価の理由 空家バンクの設置に至らなかったため、指標に掲げていた目標についてもクリアすることができませんでしたので、評価はよくなかったと判断します。	
貢献度	貢献度区分	IV	貢献度の理由 評価内容の記述のとおり、空家バンクの設置に至らなかったため、貢献はできていないと判断します。	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない			

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 今後についても、現状のまま継続して実施していきたいと思えます。しかし、平成28年度末までに空家バンクの設置ができなかったため、平成29年度についてはスピードアップし、事業に取り組んでいくこととしています。
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

空家の実態調査

1. 空家の実態調査について
 - 期 間 平成27年12月14日（月）～平成28年2月29日（月）
2. 調査地域 鞍手町全域
3. 委託業者 株式会社ゼンリン
4. 現地調査員 株式会社ゼンリン調査員
5. 調査内容 空家と想定される家屋の外観目視及び写真撮影
6. 調査結果

◆空家の種別

種 別	定 義	件数
空 家	個人が居住を目的として建築した建物で現に居住していない物件	629件
空家候補	空家の可能性がある物件及び所有者が入院している物件	58件
管理物件	不動産業者等が管理している物件	43件
合 計		730件

◆老朽度・危険度ランク

ランク	判断基準	件 数
A	特に修繕の必要もなく、再利用が可能	223件
B	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない	346件
	小規模の修繕により再利用が可能	
C	崩壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い	161件
合 計		730件

◆周囲に対する危険度のランク

ランク	判定内容	件 数
I	崩壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人、車両に危険を及ぼす可能性がない	598件
II	崩壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人、車両に危険を及ぼす可能性がある	132件
合 計		730件

平成29年3月31日
鞍手町告示第35号

鞍手町空家情報登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町における空家等の有効活用を通して、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、鞍手町空家情報登録制度（以下「空家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 町内に個人が居住を目的として建築した建物で、現に居住していない（空家となる予定の建物を含む。）建物をいう。ただし、共同住宅（アパート等）は除く。

(2) 所有者等 空家等に係る所有権又は賃貸（転貸を除く。）若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 利用希望者 鞍手町への定住等を目的として空家バンクに登録された物件の相談や利用を希望する者をいう。

(4) 空家バンク 町内の空家の賃貸又は売却を希望する所有者等から申込みを受けた情報を利用希望者に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を規制するものではない。

(空家の登録)

第4条 空家バンクに空家の登録を希望する所有者等は、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録申込書（新規・更新）（様式第1号）及び鞍手町情報登録制度「空家バンク」登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録の可否について当該所有者等に鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録完了（不可）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、空家バンクに登録できないものとする。

4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク物件登録台帳（以下「空家台帳」という。）に登録するものとする。

5 町長は、前項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。

6 空家バンクへの空家の登録に係る手数料は、無料とする。

(空家台帳の登録事項の変更の届出)

第5条 空家台帳に登録された空家の所有者等（以下「空家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録事項変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空家の登録の抹消)

第6条 町長は、空家台帳に登録された空家が次の各号のいずれかに該当するときは、空家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録抹消通知書（様式第5号）により当該空家登録者に通知するものとする。

(1) 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。

(2) 当該空家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(3) 空家台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をすることができる。

(4) 空家登録者が暴力団員になったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家の情報の公表)

第7条 町長は、町の公式ホームページに開設した空家バンクサイトへの掲載その他の方法により空家台帳に登録された空家に関する情報を公表するものとする。ただし、空家登録者が希望しない事項については、この限りではない。

(空家の利用の申込み等)

第8条 利用希望者で次の各号に掲げる者は、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録申込書（新規・更新）（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 空家に移住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、鞍手町の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録の可否について当該利用希望者に鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録完了（不可）通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 利用希望者が暴力団員であるときは、利用希望登録ができないものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。
- 5 空家バンクへの利用希望者の登録に係る手数料は、無料とする。

（利用希望者台帳の登録事項の変更の届出）

第9条 利用希望者台帳に登録された利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、すみやかに鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消通知書（様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 登録事項に虚偽があったとき。
- (3) 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消届出書（様式第12号）の提出があったとき。
- (4) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- (5) 利用登録者が暴力団員になったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

（空家登録者と利用登録者の交渉等）

第11条 町長は、空家登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 空家台帳及び利用希望者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、鞍手町個人情報保護条例（平成16年鞍手町条例第13号）に定めるところによる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

基本目標

連番	17	主管課	政策推進課	その他の課				
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる					開始年月	到達年月	検証
テーマ	出会いの場の提供					H28.2	H32.3	見直し
事業名	体験型お見合い							

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	成婚率				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	13%	
	目標値	5組				目標値	11%	
	現在値	0組	進捗率	0.0%		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	599千円	地方創生加速化交付金
		県支出金		
		地方債		
		その他特財	282千円	参加費@3,000×94名=282,000円
		一般財源		
		計	881千円	

備考 赤れんがへの委託。婚活イベントについては、町と赤れんが共催で実施。

計画 (Plan)

課題と解決の方策 現在、鞍手町には若い男女が出会える環境がなく、また、町外の若者が鞍手町に足を運ぶことが少ない。そのため、町外の若者が鞍手町に住むというきっかけがなく、結婚後の住居や定住を考える場合に鞍手町が選択肢として挙がる可能性が低い。男女で作業体験 (例えば田植えや農産物の収穫など) してもらい、その後BBQなどで打ち上げをして親交を深めてもらうなど、鞍手町の宣伝も兼ねたお見合い企画として、若い男女が出会える場を提供し、鞍手町に関心を持ってもらうことを第一義として、居住や定住につなげる契機とする。また、この企画で出会い、結婚し、かつ鞍手町に定住した場合、結婚祝い金を贈呈する。

具体的手法

- より親交を深めてもらうためメンバー固定で年4回開催 (※町の特産品のPRや農作業等の四季を通じた体験型イベント)
- 男性15名 (会費3,000円)、女性15名 (会費3,000円) 程度
- 結婚後、10年以上鞍手町に住んだ場合、結婚祝い金として100万円を贈呈
- 福岡県事業である「出会い結婚応援団体」に参加し、あかい糸めーる登録者 (約8,000人) に対するイベント情報の発信

実施 (Do)

実施内容 平成28年4月 鞍手町として「出会い結婚応援団体」に加入。加入することにより、本町で実施する婚活イベントを「あかい糸めーる」登録者へ情報を発信し、出会いを求める男女へ情報発信を行うことができました。

■平成28年度 婚活事業実績

6月30日 華世さんと話そうまちの魅力とあなたの魅力 (男性のみ) 男性19名

9月11日 「鞍手発!!婚活Party」 (ぶどう狩り) 男性36名、女性21名 合計57名 カップル成立 2組

12月10日 「鞍手発!!学校De婚活Party」 男性21名、女性16名 合計37名 カップル成立 2組

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	f	婚活イベントとしての内容の充実や成果はあったが、婚活イベントへの参加者は町外からが多く、また、指標に掲げている成婚率については、達成できなかった。開催後にアンケート調査を行い。その後のフォローアップを行ったが、プライベートな内容となるため、立ち入った内容までの質問項目を設定することができませんでした。指標として設定した成婚率を達成するには無理があると判断しました。	
	b 目標を上回って達成			
	c ほぼ目標どおり			
	d 目標を下回った			
	e 目標を大きく下回った			
f 達成できなかった				

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	IV	事業の趣旨からすると、地方創生が提唱する若い世代の結婚のきっかけづくりとなり、地方創生の趣旨にはマッチングするものの、KPIが達成できないこと、また、今後についても成婚率を指標のままにするには、無理があり、さらに、策定時の具体的手法についても財政上困難であると判断することから、貢献度はないと考えます。	
	II やや貢献している			
	III 貢献の度合いが薄い			
	IV 貢献できていない			

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	-	今回の事業実施には、準備と運営には多くの人員が必要でした。また、平成28年度は地方創生加速化交付金の採択があり、事業費の内599千円は国庫支出金で賄うことができましたが、今後は、一般財源として予算計上するには、費用対効果が薄いことから事業を見直すこととします。しかし、戦略の中で掲げています「結婚・出産・子育てを応援するまち くらて」を実現するためには、若い世代が安心して結婚できるさまざまな情報を発信し、戦略に掲げる基本目標の達成できるように各課局の情報に横断的に整理していきたいと考えています。	
	ii 現状のまま継続			
	iii 改善しながら継続			
	iv 事業規模縮小			
v 事業変更				

基本目標

連番	18	主管課	地域振興課	その他の課				
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証	
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H28.2	H32.3		
事業名	新婚及び子育て世帯家賃補助 ※再掲							
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				指標 (実施に関する目標達成の状態)			
	指標	新婚・子育て世帯の移住世帯数			基本目標	項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	30世帯				目標値	13%	
	現在値	0世帯	進捗率	0.0%		最終値		
事業費 (決算額) (単位: 千円)				科目		決算額	補助事業名等及び特記事項	
				国庫支出金				
				県支出金				
				地方債				
				その他特財				
				一般財源				
				計	0千円			
備考								

計画 (Plan)

課題と解決の方策	人口減少の抑制 鞍手町人口自然増減数 (出生者数-死亡者数) ※H26. 1. 1~H26. 12. 31の間の自然増減数△137人
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯……夫婦の合計年齢が70歳未満で制度開始以降に婚姻した者 ・子育て世帯……未就学児が同居する世帯で町外から転入してきた世帯 ・新婚世帯、子育て世帯で町内の民間賃貸住宅にお住まいの住民に年額24万円 (月額2万円) を5年間補助

実施 (Do)

実施内容	平成29年度当初予算計上を行い、3月議会において議決されました。また、平成29年10月1日施行に向け「鞍手町新婚世帯家賃補助金交付要綱」及び「鞍手町子育て世帯家賃補助金交付要綱」を平成29年3月31日に制定しました。 予算額……新婚世帯、子育て世帯 600,000円
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	f	当該事業の施行日が平成29年10月1日であることから、平成28年度はf評価としました。	
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	IV	上記同様、平成28年度においては貢献できていません。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	ii	平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、10月1日の事業開始前に各種方面での広報周知を行うこととします。	

基本目標

連番	19	主管課	保険健康課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H28.2	H32.3	
事業名	妊婦健診の拡充(妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担)						

具体的目標値	重要業績指標(KPI)				基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	妊婦健診時の子宮頸がん検診受診率				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	27.7%	進捗率	27.7%		最終値		

事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	85千円	子宮頸がん検診補助事業
計		85千円		

備考

計画(Plan)

課題と解決の方策
福岡県全市町村の妊婦健診は平成21年度から14回公費負担で実施しているが、医学的検査13項目のうち、子宮がん検診のみが妊婦さんの自己負担で実施している。
子ども・子育て支援法において、市町村が義務として行う地域・子ども子育て支援事業の一つとして、「母子保健法の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業」が定められた。これに伴い、平成27年4月1日、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布」について、厚労省より通知が出され、妊婦健診の実施時期や回数、内容、市町村の責務を大臣告示に格上げし、周知されたところである。「市町村は、妊婦1人につき、14回程度の妊婦健診の実施に要する費用負担するものとする」と告示されており、子宮がんの早期発見、早期治療のために公費負担で実施していく必要がある。

具体的手法
妊娠中の子宮頸がん検診に係る費用を全額助成する。
①産婦人科にて子宮頸がん検診を受診
②領収書の原本、申請者と同じ名義の通帳、印鑑、母子手帳をそろえて総合福祉センター保健棟窓口にて申請書を提出
③償還払いによる口座振り込み

実施(Do)

実施内容
事業の利用率は、母子手帳交付者94名中、利用者は26名で、利用率は27.7%でした。

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由
	a 目標を大きく上回って達成	b 目標を上回って達成	事業の利用率は、母子手帳交付者94名中、利用者は26名で、利用率は27.7%でした。利用率が低い原因は、子宮頸がん検診が2年に1回(厚生労働省がん検診ガイドライン)となっており、経産婦は検査しない傾向があります。母子手帳交付時に利用の周知徹底を図り、受診者数の向上を目指していきます。
c ほぼ目標どおり	d 目標を下回った		
e 目標を大きく下回った	f 達成できなかった		
C			

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由
	I 貢献している	II やや貢献している	進捗率は達成していないが、妊婦の経済的負担軽減には、貢献していると考えました。
III 貢献の度合いが薄い	IV 貢献できていない		
II			

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大	ii 現状のまま継続	利用率は低いが、全国的には、妊婦健診の子宮頸がん検診費用助成は実施されているので、今後も実施していくことが必要であり、現状のまま継続していきます。
iii 改善しながら継続	iv 事業規模縮小		
v 事業変更			
ii			

平成28年3月30日

鞍手町告示第25号

鞍手町妊婦健康診査における子宮頸がん検診費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鞍手町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録する住所をいう。以下同じ。）を有する妊婦が妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を受診する際に医療機関等で受けた子宮頸がん検診（以下「検診」という。）の費用を補助することにより、妊婦の経済的負担の軽減を図り、もって妊娠期の母子の健康を守ることを目的とする。

(補助の対象となる妊婦)

第2条 補助の対象となる妊婦は、母子健康手帳を交付され、妊婦健診を受診する者を対象とし、医療機関等において子宮頸がん検診の費用を自己負担しているものとする。

(補助の回数)

第3条 補助の対象となる検診の回数は、1回の妊娠につき1回とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、妊婦が医療機関に支払った検診の費用とし、1回当たりの金額は、福岡県集団検診協議会が示す検診料基準額とする。ただし、支払った検診の費用が基準額に満たないときは、支払った検診の費用とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする妊婦（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 妊婦健康診査における子宮頸がん検診費用補助事業申請書（様式第1号）
- (2) 医療機関領収書（子宮頸がん検診を実施した内容がわかるもの。領収書を紛失した場合は、支払証明書でも可）
- (3) 母子健康手帳の出産予定日欄の写し（鞍手町で母子健康手帳を交付されているものは省略可）

(補助金の交付決定通知及び支払)

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに交付の可否決定を行い、妊婦健康診査費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号及び第3号）により、申請者に通知し、交付決定の場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が虚偽の交付申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、申請者に対して補助金の全部又は一部を返還させることができる

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	20	主管課	保険健康課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H28.2	H32.3	
事業名	不妊治療への助成						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	助成対象者の出生数				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	10人				目標値	13%	
	現在値	0人	進捗率	0.0%		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
計		0千円		

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	<p>現在、不妊治療の助成については県の特定治療支援事業で行われているが、不妊治療における治療費は原則保険適用外であり、治療は長期に及ぶ場合もあるため、医療費が高額で経済的負担となっている。 (福岡県特定治療支援事業) H28. 4. 1 ~</p> <p>【対象者】 体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上婚姻している夫婦</p> <p>【助成限度額】 1回15万円 ※初回40才未満: 通算6回、初回40歳以上43歳未満: 通算3回まで</p> <p>【所得制限】 730万円 (夫婦合算の所得額)</p>
----------	---

具体的手法	<p>①高度不妊治療の助成 (福岡県特定治療支援事業の追加助成)</p> <p>【対象者】 ・福岡県特定治療支援事業を受けた方で夫婦で町内に1年以上在住していること。 ・町税など町への納入金に滞納がないこと。</p> <p>【助成額】 ・1回につき15万円まで (県の特定治療支援事業に治療費として申請した額から県や他の市区町村からの助成金額を差し引いて助成)</p> <p>②一般的不妊治療の助成 【対象者】 ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦で町内に1年以上在住し、町税等町への納入金に滞納がないこと。</p> <p>・産婦人科や泌尿器科を有する医療機関において不妊治療を受けた方。</p> <p>【助成額】 ・保険適用の不妊治療及び人工授精について、1夫婦で年間上限3万円 (通算5年間まで) とし、1年間に一回のみ助成を行う。ただし、県の助成を受けている治療は除く。</p>
-------	--

実施 (Do)

実施内容	<p>平成29年度当初予算に計上し、3月議会において可決されました。平成29年4月1日施行開始に向け「鞍手町不妊治療費助成要綱」を平成29年3月31日に制定しました。</p> <p>予算額……①特定不妊治療助成 扶助費 150,000円×10人=1,500,000円</p> <p>②一般不妊治療 扶助費 30,000円×10人= 300,000円</p> <p>合計 1,800,000円</p>
------	---

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価	C	評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった		平成29年度実施に向けて、準備することができたため、ほぼ目標通りとしています。	

貢献度	貢献度区分	IV	貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない		上記同様、平成28年度においては実施していないため、貢献できていません。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、4月1日の事業開始後での広報及びホームページ等周知を行うこととします。	

平成29年3月31日
鞍手町告示第43号

鞍手町不妊治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町補助金等交付規則（平成19年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鞍手町不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 鞍手町は、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって子どもを産み育てることができる少子化対策及び社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊症 妊娠を希望しているにもかかわらず妊娠に至れない状態で、医師が診断したものをいう。
- (2) 不妊治療 日本国内に所在する産婦人科又は泌尿器科を有する医療機関において、不妊症を治療するために受ける医療行為をいう。
- (3) 1回の治療 採卵準備のための投薬開始から、特定不妊治療1回に至る治療の過程をいう。
- (4) 夫婦 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき婚姻届を提出している夫婦及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）にあっては、同法の規定に基づき住民基本台帳に記録されており、かつ、法律上の婚姻の届出をしている夫婦をいう。
- (5) 住所 住民基本台帳に記録されている住所をいう。
- (6) 医療保険各法 次の各号に掲げる法律をいう。
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 年度 毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(補助対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 一般不妊治療 特定不妊治療を除く不妊治療（人工授精を含む。）
- (2) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精

(補助対象者)

第5条 助成金の対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす夫婦とする。

- (1) 医師により不妊症と診断され、不妊治療を受けている夫婦
- (2) 補助の対象となる最初の診療日の1年前から、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記載されており、現に本町に居住している者。ただし、勤務等の都合により夫婦のいずれか一方が町内に住所を有していない場合も対象とする。
- (3) 夫婦ともに町税等を滞納していない者。
- (4) 夫婦の女性の年齢が43歳未満の者。
- (5) その他鞍手町長（以下「町長」という。）が必要と認める者

2 特定不妊治療の対象者は、前項の規定に加え、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成28年2月3日付27健第4792号福岡県医療介護部長通知。）第7条の規定により福岡県知事から特定不妊治療費の助成（以下「県助成金」という。）の決定を受けた夫婦とする。

(補助対象経費)

第6条 助成金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、平成29年4月1日以降に実施された不妊検査を含む一般不妊治療及び特定不妊治療に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる治療にかかる経費は、補助の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 妻が卵巣又は子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

3 次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費

- (2) 文書料及び個室料等の不妊治療に直接関係のない費用
- (3) 不妊治療を伴わない不妊症を診断するための検査費用
(補助額)

第7条 助成金の額は、補助対象経費から医療保険各法に基づく保険者の規定により不妊治療に要する経費に対して給付される給付金及び県助成金を控除した額とし、上限額については、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 一般不妊治療 1年度に3万円を上限とする。ただし、他市町村等より同様の助成金等を受けている場合は、その額を控除した額とする。
- (2) 特定不妊治療 1年度に15万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、鞍手町不妊治療費助成金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）により町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、治療を受けた日の属する年度内とする。ただし、やむを得ず年度内に申請できなかった場合は、事前に町長に報告の上、4月末日までに申請をしなければならない。

3 第1項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 不妊治療費助成事業医師証明書（一般不妊治療のみ）
- (2) 福岡県発行の「不妊治療費助成承認決定通知書」（特定不妊治療のみ）
- (3) 町の公簿で夫婦であることが確認できない場合にあっては、夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人住民にあっては、住民票又は公の機関が発行した書類で法律上の婚姻をしていることが確認できるもの）
- (4) 不妊治療に要した経費の領収書
- (5) 町の助成金の対象となる不妊治療費に対して、医療保険給付金及び県助成金その他の給付等がある場合は、その交付決定通知書の写し又はその助成金額が確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類
(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、鞍手町不妊治療費助成金交付決定・却下通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の通知を受け、助成金を請求しようとするときは、鞍手町不妊治療費助成金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 町長は、助成金の交付申請者が鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年規則第15号）第2条第4項及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者又は交付申請者が偽りその他不正な手段により該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、鞍手町不妊治療費助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて返還を命じることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に行われた不妊治療について適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

基本目標

連番	21	主管課	保険健康課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H27.4	H32.3	
事業名	乳幼児等医療費支給の拡大						
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て支援策の満足度			項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施			策定時	11%	
	目標値	90%			目標値	13%	
	現在値	—	進捗率		—	最終値	
事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金	12,559千円	乳幼児医療費補助金			
		地方債					
		その他特財	4,142千円	乳幼児等医療費戻入			
		一般財源	40,307千円				
計		57,008千円					
備考							

計画 (Plan)

課題と解決の方策	<p>現在、鞍手町が実施している乳幼児医療費支給制度は就学前の子どもを対象としている。小学生からは、自己負担が乳幼児医療費制度の上限600円（1医療機関あたりの窓口支払）から3割（保険診療の一部負担額）へと変わることとなり、子育て世代の負担が大きくなっている。平成27年10月1日より、鞍手町乳幼児等医療費の支給として、対象年齢を就学前から中学3年生（中学生の通院費は除く）まで無料化を拡大することとなっている。平成28年10月より、福岡県が乳幼児医療費の対象を就学前→小学生まで拡大（ただし、1医療機関あたりの上限額は増加）する予定であり、実施されれば町の負担はかなり圧縮されることから、今後の状況に応じて中学3年生までの完全無料化（中学生の通院費を対象に加える）実施を検討する。</p>			
具体的手法	乳幼児医療費の支給対象を拡大	現行 ・通院 就学前 ・入院 就学前 ・自己負担 無料 ※生活保護受給者は除く	H27.10~ 小学6年生まで 中学3年生まで 無料 ※中学生の入院費は償還払い	将来的（時期は検討） 中学3年生まで 中学3年生まで 無料

実施 (Do)

実施内容	乳幼児医療費の支給対象を拡大 ・通院 ・入院 ・自己負担 ※生活保護受給者は除く	平成27年10月~平成28年9月末~ 小学6年生まで 中学3年生まで 無料 ※（中学生の入院費は償還払い）	平成28年10月~ 中学3年生まで 中学3年生まで 無料
------	--	---	---------------------------------------

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対する評価	b	評価の理由 この指標についての評価は現時点ではできませんが、この事業の実施については、平成28年10月から中学生までの全ての子どもの医療費の窓口負担を無料としており、当初の到達年月より4年以上前倒しで実施しており、目標を上回って達成したといえると思います。	
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由 医療費支給の拡大については、平成28年3月末現在で福岡県内60市町村のうち、所得要件等を設けず全ての中学生までを対象に医療費（入院・通院）の窓口負担の無料にしているのは、鞍手町を含め11の市町村しかなく、移住を検討している子育て世代に対しては、魅力的な施策であり貢献度は高いと思われます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 今後もこの事業を継続し、移住を検討している子育て世代に対して広報活動を行っていきます。
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	22	主管課	政策推進課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H28.2	H32.3	
事業名	医療体制の充実						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て支援策の満足度				項目	0歳～14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	—	進捗率	—		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	515千円	
	計	515千円		

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策
 出産、子育てに向けた世代が新居を探したり定住を考える時に、小児科、産婦人科などのかかりつけ医が近くにあるということが条件となることも考えられる。鞍手町には小児科、産婦人科がなく、また、近隣にも少ない。特に小児科は子育てに必須の診療科であり、子育て世代の取り込みを考慮した時に、病院の有無で大きな違いがでる。現時点では明確ではないが、新たな中～大規模病院の設置に伴い、併設した形でメディカルタウンを整備し、小児科、産婦人科、耳鼻科、眼科などのかかりつけ医を誘致する。

具体的手法
 ■新たな中～大規模病院にメディカルタウン併設
 ・小児科、産婦人科、耳鼻科、眼科 (その他皮膚科等) 開業医のメディカルタウン内誘致
 ・民間活力による誘致業務
 ※一部調剤薬局においては、調剤薬局の利用を条件に無償で個人病院の誘致業務をおこなっており、実施する場合には依頼する。
 ・住民から建設費用の募金を募る
 ※集まる金額の多寡ではなく地域住民で医療を支えるという意識醸成

実施 (Do)

実施内容
 この具体的施策については、当初メディカルタウンの併設を目標にしていたのですが、本町には専門医の医療機関を招聘する財力、有効利用できる土地も限りがあります。そこで、くらて病院の移転建替えにおいて地域の医療を補完する医療体制整備を行うこととしました。
 平成28年度末にくらて病院整備基本構想を策定し、その基本構想の中で現地でより移転建替えをする運びとなりました。場所については、総合計画における基本方針により鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋までの道路整備が進んだことによる「まちなかの有効活用」の観点から、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関等の都市機能を集約することとし、移転候補地は町立野球場となりました。また、地域に整備されていない専門的な診療科の補完を行うこととしました。

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	C	KPI に設定している指標は、年間の総合戦略全体を見た際の指標であるため、現時点での評価については評価ができません。しかし、実施内容としては、具体的手法に掲げた専門的な医療機関をくらて病院の診療体制を見直し保管していくことで評価できると考えます。	
	b 目標を上回って達成			
	c ほぼ目標どおり			
	d 目標を下回った			
	e 目標を大きく下回った			
f 達成できなかった				

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	III	総合戦略全体の評価としては、当初のメディカルタウンの併設が困難であることを認識したうえで、貢献度は薄いと思われます。しかし、今後の地域医療を担う「くらて病院」での医療体制の充実を図っていくことを「整備基本構想」の中で打ち出したことは評価できると考え、貢献度の度合いを判断しました。	
	II やや貢献している			
	III 貢献の度合いが薄い			
IV 貢献できていない				

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	ii	今後は、「くらて病院整備基本構想」に基づき、くらて病院が基本設計、実施設計に入り、平成32年度末の開院を目指し作業を進めているところです。 財源については、借入金 (病院事業債 (起債対象額の50%) ・過疎対策事業債 (起債対象額50%)) と自己資金 (くらて病院) を予定しています。	
	ii 現状のまま継続			
	iii 改善しながら継続			
	iv 事業規模縮小			
v 事業変更				

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	23	主管課	保健健康課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H27.4	H32.3	
事業名	育児用品の支給(紙オムツ支給)						
具体的目標値	重要業績指標(KPI)			基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て支援策の満足度			項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施			策定時	11%	
	目標値	90%			目標値	13%	
	現在値	—	進捗率		—	最終値	
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源	632千円	育児用品支給事業			
計		632千円					
備考							

計画(Plan)

課題と解決の方策	平成27年度より紙オムツを現物支給しているが、保護者にも評判がよく、続けてほしいという意向が強い。現在、支給している紙オムツの銘柄はパンパースのみであり、保護者が自由に紙オムツの銘柄を選べない状況である。子育て支援・経済的負担の軽減のために既存の事業の継続と見直しを行うこととし、紙オムツの現物支給から紙オムツ券の支給に変更することで、育児に必要な物品の支給をしつつ保護者が自由に紙オムツを選択できるようにする。
具体的手法	紙オムツ現物支給→紙オムツ券の支給 新生児訪問時、4か月健診時、7か月健診時、12か月健診時、1歳6か月健診時に紙オムツ支給券を渡し、店舗で好みの銘柄の紙オムツと引き換えてもらう。ただし、引換は町内の店舗に限定する。

実施(Do)

実施内容	新生児訪問時、4か月健診時、7か月健診時、12か月健診時、1歳6か月健診時に対象者に紙おむつの現物支給を行いました。 平成27年度 541人(延人数)、平成28年度 468人(延人数)。
------	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	D	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対する評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	d	町内業者への委託契約を検討していくということで、平成28年度より項目を以前の需用費から委託料へ変更しました。しかし、町内業者との委託が進んでおらず、紙おむつ券の発行ができず、現物支給のままなので、目標を下回っていると考えます。	
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	III	子育ての満足度については、事業完了後にアンケート調査等を行い、把握する予定としており、現段階では、数値や進捗率を記載することはできません。しかし、対象者の方々からは、現物給付ではありますが、喜ばれているのは、対応していただけていると感じることができます。ある程度の満足はしておられると分析しています。	

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	iii	アンケート等を実施しながら、町内業者と提携することができるように、検討し、事業実施を行っていきます。	

基本目標

連番	24	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H27.4	H32.3	
事業名	授乳室の整備						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て支援策の満足度				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	—	進捗率	—		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	0千円	
		県支出金	0千円	
		地方債	0千円	
		その他特財	0千円	
		一般財源	8千円	
		計	8千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いている。特に20代・30代女性の大幅な減少によって出生数も著しく減少する負の連鎖で町が消滅する可能性すらあるという予測もある。子育てしやすい環境を整える。
具体的手法	中央公民館内の子どもの図書室に授乳室を整備し、ベビーベッドを設置する。

実施 (Do)

実施内容	平成28年度は衛生面に配慮し、ベビーベッドのシーツの洗濯をしました。
------	------------------------------------

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	C	評価の理由 子どもの図書室に授乳室を整備し、ベビーベッドを配置することで、子育て世代が利用しやすい環境を整えることができたことは評価に値します。	
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由 子どもフェスタや読み聞かせ会等の行事の際に、乳幼児が利用しており、貢献していると思われます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分		ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 今後も継続して授乳室の環境整備に努めることとします。
	i	事業規模拡大		
	ii	現状のまま継続		
	iii	改善しながら継続		
	iv	事業規模縮小		
v	事業変更			

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	25	主管課	福祉人権課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安心して子どもを産み、育てる環境づくり				H28.2	H32.3	
事業名	保育事業への就学前教育の導入(公立保育所統合及び認定こども園化)						
具体的目標値	重要業績指標(KPI)			基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て支援策の満足度			項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施			策定時	11%	
	目標値	90%			目標値	13%	
	現在値	—	進捗率		—	最終値	
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目		決算額	補助事業名等及び特記事項		
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源					
計			0千円				
備考							

計画(Plan)

課題と解決の方策	平成21年度に公立保育所の一部民営化を実施し、現在は公立3所(児童数148人)、私立2園(188人)で保育事業を行っている。利用者負担額(保育料)に公私の区別がないため、同じ利用者負担であれば保護者としてよりサービスの充実している方を選択すると考えられ、私立の方が児童数が多い状況となっている。公立保育所としても、送迎、就学前教育の導入や園行事の充実など保護者にとって魅力あるサービスを提供していく必要があるが、慢性的な保育士不足を始めとして、雇用面や経営面で制約が多く、現在の3所のままではサービス拡充に向けた改革を実施していくことが困難な状況である。保育の実施義務は町にあり、必要量(需要)に対する確保(供給)ができれば公私の区別はなく、少子化による児童数減少の流れを考えれば、将来的には町内1園化(完全民営化)の方向に向かうことが予想される。当面は、待機児童が生じないよう公立保育所を統合した上で、公立1所、私立2園の町内3園体制で保育を実施し、公私が連携しながら「認定こども園化」による就学前教育の導入や、それぞれの特徴を活かしたサービスの拡充を図り、併せて、町内1園化に向けた検討を行っていくこととする。また、就学前教育に関し、私立では既に国語、算数、体育等に力を入れた取り組みがなされており、町全体の学力の底上げという観点からも、公立においても質の高い新たな取り組みが必要である。取り組みに際しては、詰め込みの英才教育ではない鞍手町という風土に合ったスーパー教育の導入を検討し、統合による効率化などのメリットをサービス拡充に転換した上で財政状況を勘案しながら実施していくこととする。						
具体的手法	①公立保育所を統合 …保育士不足解消など経営安定化とサービス拡充 ②公私連携法人協定締結 …公の関与を最大限発揮し、競争ではなく公私の区別なく町の保育事業として強気に連携 ③保育所型認定こども園化 …公私が連携し町内認定こども園化を実施し、就学前教育付加による学力底上げ ④スーパー教育導入検討・実施…公立としての取り組み方法を検討し、財政状況を勘案した上で実施 ⑤町内1園化に向けた検討 …将来に向けた保育のあり方(完全民営化)の検討						

実施(Do)

実施内容	保育所の統合に関しては、当面の目標である公立1所、私立2園体制を達成するために、私立保育園を運営する社会福祉法人明星福祉会と共通認識を持ち、計画的・段階的に進めていく必要があるとの考えから、明星福祉会との協議を進め、平成32年度当初までに公立を1所とし、公立廃止分を私立が拡張する内容の「鞍手町における保育ニーズの確保方策に関する協定書」を締結しました。 上記の協定協議において、まずは保育ニーズの確保と保育所の統廃合を優先的に実施し、認定こども園化についてはその後に検討することとしています。 スーパー教育の導入に関しては、保育所を含む他の児童福祉施策等を妨げない形での実施を目標として、平成29年度において、子どもの能力向上プロジェクト制度設計支援業務委託のための予算計上を行いました。						
------	---	--	--	--	--	--	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	C	認定こども園化の先送りはあるものの、公立保育所の統合、スーパー教育の導入に関しては、ほぼ目標どおりの評価ができるものと考えます。	
b 目標を上回って達成				
c ほぼ目標どおり				
d 目標を下回った				
e 目標を大きく下回った				
f 達成できなかった				
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	III	概ね計画通りに進捗しているものの、事業効果が出るところまでは到達していません。	
II やや貢献している				
III 貢献の度合いが薄い				
IV 貢献できていない				

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	iii	公立保育所の統合に関しては、全体の流れは変えないが、保護者アンケート等による住民ニーズを反映させながら、実施していきます。スーパー教育の導入に関しては、制度設計支援業務の委託先と連携し、他の児童福祉施策等を妨げない形での実施に向けて制度を構築していくこととします。	
ii 現状のまま継続				
iii 改善しながら継続				
iv 事業規模縮小				
v 事業変更				

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	26	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実				H28.2	H32.3	
事業名	小学校交流事業(授業・修学旅行・宿泊学習等の合同実施)						

具体的目標値	重要業績指標(KPI)				基本目標	指標(実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て(教育)支援策の満足度				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	-				進捗率	-	

事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	0千円	
		県支出金	0千円	
		地方債	0千円	
		その他特財	0千円	
		一般財源	0千円	
		計	0千円	

備考

計画(Plan)

課題と解決の方策
 小学校から中学校へ進学した際に起こる問題の1つに「中1ギャップ」がある。原因としては、①子どもたちが異なった小学校から1つの中学校に集まるため人間関係が再編成されたり複雑化したりすることや、②中学校での勉強の難易度が上昇することなどがある。この結果不登校となる生徒が出てくることもあり得る。同じ小学校内に限らず他の小学校に通う児童との友人関係を築くことで、中学校生活をスムーズに開始することができるよう、町内6小学校の児童が交流できる機会を設ける。

具体的手法
 ①宿泊学習の合同実施(5年生)
 ②修学旅行の合同実施(6年生)
 ③中学校での授業体験(6年生)…各学期に1回ずつ。まずは中学校の入学説明会時に1回

実施(Do)

実施内容
 ①宿泊学習の合同実施と②修学旅行の合同実施については、平成28年度については未実施でしたが、平成29年度において西川小学校と室木小学校の2校合同の修学旅行実施について検討し実施を決定しました。
 ③中学校での授業体験については、中学校の入学説明会時に中学生活についての説明及び校内見学を行う。また、体験授業として、実際に授業体験及び部活動体験を行いました。

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPIに対する評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	d	授業体験については、計画していた内容について実施できた部分もあったが、小学校6校の日程調整、授業時数の確保も必要なため学期に1回の実施は難しい。	
b 目標を上回って達成	宿泊学習・修学旅行について、平成29年度に修学旅行を2校で行う予定ですが、「6年間一緒にやってきた子どもたちだけで行かせたい」と一部の保護者からの意見もあるため今後の課題となると思われます。			
c ほぼ目標どおり				
d 目標を下回った				
e 目標を大きく下回った				
f 達成できなかった				

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	III	「中一ギャップ」解消に向けた取り組みについては、体験授業や各種行事の際に合同で行いようとして体験や交流の機会を増やしていますが、6校の日程調整や授業時数の確保、受入先との調整も必要なため難しと貢献度は薄いと考えます。	
II やや貢献している				
III 貢献の度合いが薄い				
IV 貢献できていない				

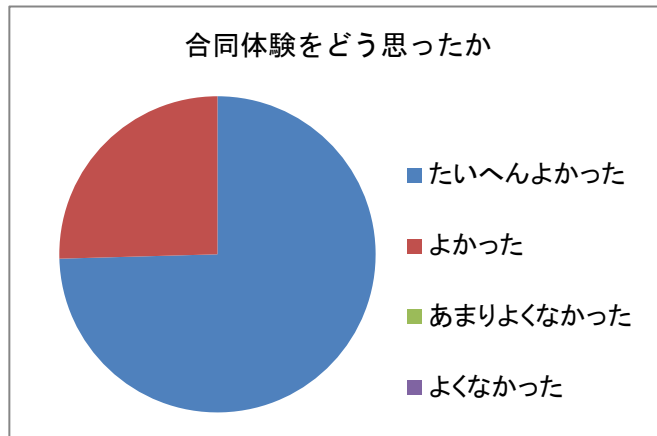
見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	iii	今後は、学習指導要領の改定により小学校の授業時数の確保が必要なため体験等の機会を増やして行くことは難しいように思われるが、現在行っている行事等を活用していくように考えます。	
ii 現状のまま継続				
iii 改善しながら継続				
iv 事業規模縮小				
v 事業変更				

平成27年度小学校交流事業（授業・修学旅行・宿泊学習等の合同実施）アンケート調査

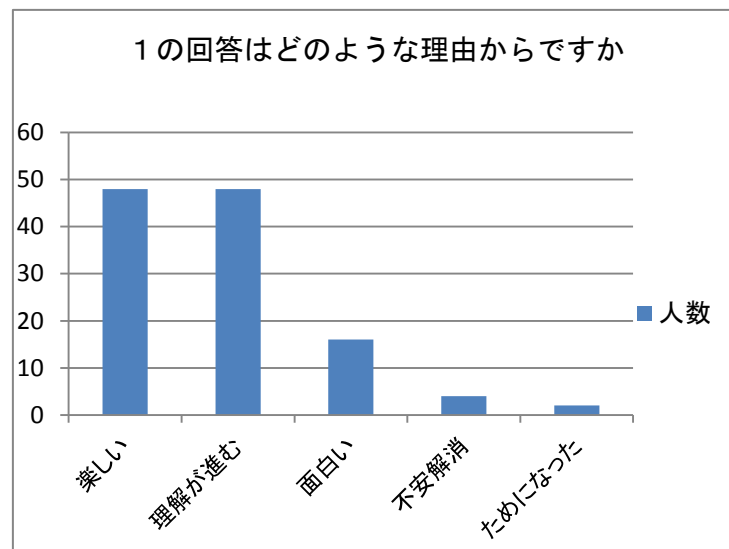
1. 合同体験学習について、どう思いましたか。（1つを○で囲んでください）

項目	人数
たいへんよかった	85
よかった	29
あまりよくなかった	0
よくなかった	0
総数	114



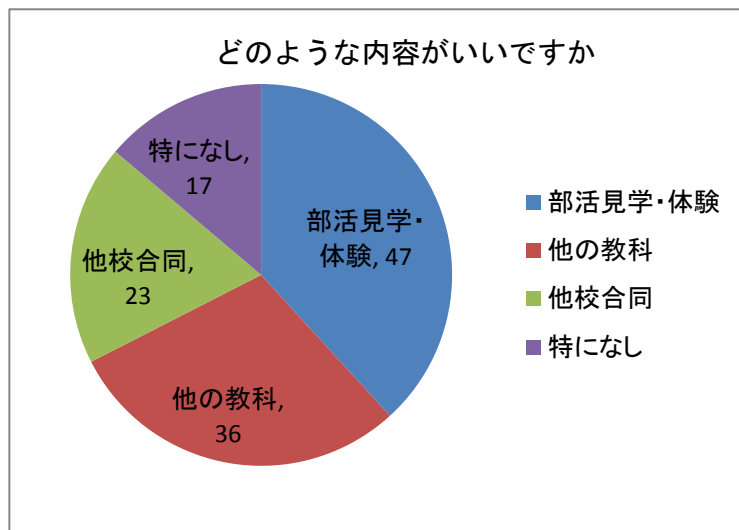
2. 1で答えたのは、どのような理由ですか？その理由を書いてください。

項目	人数
楽しい	48
理解が進む	48
面白い	16
不安解消	4
ためになった	2
総数	118



3. 次の合同体験学習会をするとすれば、どのような内容がいいですか。
あなたのアイデアを教えてください。

項目	人数
部活見学・体験	47
他の教科	36
他校合同	23
特になし	17
総数	123



まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	27	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実				H27.4	H32.3	
事業名	学習アシスタント事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て(教育)支援策の満足度				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	-				進捗率	-	

事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	0千円	
		県支出金	0千円	
		地方債	0千円	
		その他特財	0千円	
		一般財源	1,107千円	
		計	1,107千円	

備考

計画(Plan)

課題と解決の方策
平成24年度から、大学生の学習アシスタントを学校に配置し、授業中に子どもたちの学習支援を行うことで基礎学力の向上を図ってきた。全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査の平均正答率を見ると、小学校においては福岡県の平均正答率と同程度となっており、学習アシスタント事業が学力向上の一助になっていると考えられる。今後も引き続き学力向上を図るため、本事業の継続的な実施が不可欠である。第4次総合計画後期基本計画で提案され、平成24年度から実施中の事業である。引き続き学習アシスタントを配置することでチームティーチングの授業形態を取り、子どもたちの個々に応じた学習指導の充実を図る。

具体的手法
福岡教育大学や九州女子大学等と連携し、教員志望の学生を派遣してもらい、各学校に配置する。
・1校につき週2回、年間35週の来校
・1回につき3,000円(報償費)
3,000円×2回/週×35週×7校=1,470千円

実施(Do)

実施内容
平成28年度については、福岡教育大学や九州女子短期大学等より学習アシスタントとして、テストの○付けや、授業支援の必要な児童へ個別指導を行う等、基礎学力の向上や学習指導の充実を行うことができました
■平成28年度実績
小学校 14人 364回 1,092,000円
中学校 1人 5回 15,000円
計 15人 369回 1,107,000円

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	d	小学校においては、ほぼ計画どおりの活用ができていたが、中学校においては、年間に5回のみ活用となっており計画を大きく下回っています。	

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	II	中学校での活用はあまりできていない状況であるが、小学校においては、テストの○付けや、授業支援の必要な児童へ個別指導を行う等、基礎学力の向上や学習指導の充実を行う事が出来ているため貢献出来ていると考えます。	

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	iii	小学校では、現状のまま継続を続けて行き、中学校においては活用計画を検討し配置の回数を増やしていくようにします。	

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	28	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実				H28.2	H32.3	
事業名	放課後教室の設置						
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て(教育)支援策の満足度			項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施			策定時	11%	
	目標値	90%			目標値	13%	
	現在値	—	進捗率		—	最終値	
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目		決算額	補助事業名等及び特記事項		
		国庫支出金		0千円			
		県支出金		0千円			
		地方債		0千円			
		その他特財		0千円			
		一般財源		0千円			
計		0千円					
備考							

計画(Plan)

課題と解決の方策	平成26年度の全国学力学習状況調査・福岡県学力実態調査では、鞍手町の平均正答率は概ね全国平均・福岡県平均に到達できている状況であるが、依然として正答率が低い児童生徒が見られ、学力の二極化が懸念される状況である。 学力が低い児童生徒に対する学習支援をいかに行っていくかが課題である。 学校の授業終了後に学校で学習できる時間と場所を「放課後教室」として確保し、講師による学習指導が受けられる体制を整備する。
具体的手法	学校の教室などを活用し、子どもたちに学習の時間と場所を提供する。 子どもたちの質問などに対応できるよう、学生や退職教員等を講師として配置し、指導ができる体制を整備する。 現在小学校では、毎週木曜日は教職員の研修日となっており下校時間が早いため、週1回の実施とし、希望する児童生徒のみを対象とする。 ・1校につき週1回、年間35週の実施 ・1回につき3,000円(報償費)……学習アシスタントと同額を想定 3,000円×1回/週×35週×7校=735千円

実施(Do)

実施内容	未実施
------	-----

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	F	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	f	評価の理由 放課後教室においては、学校の教室等の利用して行うように検討を行ったが、最終的な施錠や学校備品の管理、児童生徒の各個人の学習教材の管理等問題が解決出来ていない、また学習指導を行う講師等の確保が難しく実施はできていません。	
貢献度	貢献度区分	IV	貢献度の理由 未実施のため貢献できていません。	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない			

見直し(Action)

見直し	方向性区分	iii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 今後は学校の教室等の利用だけではなく、他の施設利用も検討して問題を解決し、事業実施に向けていくように考えます。
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

基本目標

連番	29	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実				H27.4	H32.3	
事業名	英語教育の充実 (ALTの拡充)						
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て(教育)支援策の満足度			項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施			策定時	11%	
	目標値	90%			目標値	13%	
	現在値	—	進捗率		—	最終値	
事業費 (決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源	5,180千円	交付税措置			
計	5,180千円						
備考							

計画 (Plan)

課題と解決の方策	<p>今後、ますます国際化が進む中で、世界で通用する人材を育成するためには英語教育を充実させ、早い段階から英語に慣れ親しむ環境を整える必要がある。また、平成30年度から小学校高学年(5、6年生)において英語が教科化されることに伴い、ALT(外国語指導助手)を積極的に活用するなど英語指導の人材を確保することが重要となっている。</p> <p>しかし、現在ALTは1人のみであり、各学校・各学年に授業に行く回数が少ないのが現状である。英語教育のさらなる充実に向け、学校に指導に行く回数が現状よりも多くなるよう、ALTの人数を増やす。</p>
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・主に小学校を担当するALTを2名雇用 ・主に中学校を担当するALTを1名雇用 <p>※各学校の時間割等によって3人を振り分け、無理なく学校に派遣できる体制にする。</p>

実施 (Do)

実施内容	<p>現在、一般財団法人自治体国際化協会が主催している、JETプログラムにより1名のALT(外国語指導助手)を配置してもらっているため追加で配置要望を行う。</p> <p>■平成28年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣実績 ○小学校 178日 394時間 ○中学校 15日 54時間 ・平成28年10月28日付、平成29年度第31期JETプログラムに係る(ALT・CIIR)新規招致者、再任用者数 ・配置要望調査において、1名の再任用及び1名の新規招致者の希望を提出。
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPIに対する評価	C	評価の理由	
	<ul style="list-style-type: none"> a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった 		平成28年度は、1名のALTを小学校6校と中学校に派遣したこと、また、平成29年度より新規招致者として1名の追加配置が決定したことにより、「ほぼ目標どおり」に計画が進んでいます。	
貢献度	貢献度区分	II		
	<ul style="list-style-type: none"> I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない 		上記と同様、派遣実績として、小学校へ178日、394時間の派遣を行い、中学校へ15日、54時間の派遣を行ったことや平成29年8月より新規招致者として1名の追加配置が決定したことにより、やや貢献していると考えます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	i	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	<ul style="list-style-type: none"> i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更 		今後は英語教育のさらなる充実に向け、計画にあるALT3名の配置を目標に事業を継続していきます。	

基本目標

連番	30	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実				H27.4	H32.3	
事業名	ふるさと歴史学習						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て(教育)支援策の満足度				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	—	進捗率	—		最終値		

事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	0千円	
		県支出金	0千円	
		地方債	0千円	
		その他特財	0千円	
		一般財源	0千円	
		計	0千円	

備考

計画(Plan)

課題と解決の方策	交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いている。特に20代、30代女性の大幅な減少によって出生数も著しく減少する負の連鎖で町が消滅する可能性すらあるという予測もある。 小中学生を対象に地元愛を育むための歴史学習を実施する。
----------	---

具体的手法	町の歴史ガイドを作成し、それを教材として小中学生に歴史学習を実施する。
-------	-------------------------------------

実施(Do)

実施内容	平成28年度は、町内6小学校の6年生に対して、31回の歴史学習(鞍手町の歴史の話、古代の土器や道具に触れる、勾玉作り、火おこし、土器作り、遺跡見学)を実施しました。
------	--

評価(Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	C	町の歴史ガイド本である「鞍手歴史図鑑」を使って、歴史学習を町内6小学校で実施したことは評価に値します。

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	I	町内6小学校で歴史図鑑を使って授業したことで、地域の歴史学習に貢献していると思われます。

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	ii	今後も継続して地域の歴史学習を実施していくこととします。

平成28年度 子ども学芸員事業事績

概要					
1. 対象 6 小学校の 6 年生					
2. 授業内容					
①各校区を中心とした地域の歴史					
②体験学習 ・勾玉づくり ・火おこし体験 ・土器づくり、土器焼き					
・町内遺跡見学					
No.	月 日	学校名	参加人数	内 容	歴史ボランティア参加状況
1	4月15日	西川小	14	歴史の話	—
2	5月27日	室木小	8	歴史の話	2
3	6月1日	室木小	8	遺跡見学	1
4	6月2日	剣北小	39	歴史の話	2
5	6月3日	古月小	17	歴史の話	2
6	6月7日	剣南小	32	歴史の話 まが玉	2
7	6月14日	西川小	14	まが玉	2
8	6月15日	古月小	17	まが玉	3
9	6月21日	新延小	24	歴史の話	3
10	6月28日	新延小	24	土器づくり	4
11	7月7日	剣北小	39	土器づくり	3
12	7月12日	剣南小	32	土器づくり	3
13	7月13日	西川小	14	土器づくり	2
14	7月14日	新延小	24	火おこし	2
15	9月6日	室木小	8	まが玉	3
16	9月7日	剣北小	39	まが玉	3
17	9月13日	古月小	17	土器づくり	2
18	9月23日	西川小	14	遺跡見学	2
19	10月4日	新延小	24	まが玉	3
20	10月11日	室木小	8	土器づくり	5
21	10月12日	古月小	17	火おこし、土器焼き	3
22	10月28日	剣北小	39	遺跡見学	—
23	11月1日	新延小	24	遺跡見学	1
24	11月4日	剣南小	32	土器焼き	1
25	11月21日	古月小	17	遺跡見学	—
26	11月22日	剣南小	32	遺跡見学	—
27	11月25日	西川小	14	火おこし、土器焼き	4
28	1月17日	新延小	24	土器焼き	4
29	1月24日	室木小	8	火おこし、土器焼き	1
30	2月10日	剣北小	39	火おこし、土器焼き	4
31	2月17日	剣南小	32	火おこし	2
合計人数			694	31	69

基本目標

連番	31	主管課	教育課	その他の課			
基本目標	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				開始年月	到達年月	検証
テーマ	児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実				H27.4	H32.3	
事業名	教育相談員の配置						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	子育て(教育)支援策の満足度				項目	0歳~14歳までの人口割合	
	策定時	未実施				策定時	11%	
	目標値	90%				目標値	13%	
	現在値	—	進捗率	—		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金	0千円	
		県支出金	0千円	
		地方債	0千円	
		その他特財	0千円	
		一般財源	3,830千円	
		計	3,830千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いている。特に20代、30代女性の大幅な減少によって出生数も著しく減少する負の連鎖で町が消滅する可能性すらあるという予測もある。 教育に関する相談環境を整えて、子育て世代の不安を取り除く。
具体的手法	子育て世代が教育相談できるよう、相談員を配置する。

実施内容	退職校長を教育指導員として教育委員会へ配置し、保護者からの教育に関するさまざまな相談や問題に対して指導及び助言を行うことが出来ました。また、業務の多様化に伴い、平成29年度より教育相談員と教育指導員とに業務を分担するようにしています。 ■平成28年度実績 教育指導員 (月額) 1人 3,830千円 ■平成29年度予定 教育相談員 (日額) 12,500円×1人×150日=1,875千円
------	--

実施 (Do)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
----	---------------	---	---	---

評価 (Check)

評価内容	KPI に対するの評価	b	評価の理由 平成28年度においては、1名の教育指導員の配置をし、支援の必要な児童生徒のさまざまな問題解決や、教職員の問題等に関しても解決に向けて、指導や助言をすることができました。
------	-------------	---	---

貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由 いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもに対して、スクールソーシャルワーカーと一緒に訪問や対策会議等を行い問題解決に向けて支援を行っており、貢献出来ていると考えます。
-----	-------	---	--

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 貢献度は高いと考えているため、今後も継続していきます。また、業務が多様化している事があるため、平成29年度においては、教育の相談と教職員の指導と業務を分担して配置を行っていきます。
-----	-------	----	---

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	32	主管課	福祉人権課	その他の課	鞍手町社会福祉協議会		
基本目標	地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安全・安心なくらしの確保				H28.2	H32.3	
事業名	生活支援体制整備事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	支援体制の満足度				項目	住みよいと感じている人の割合	
	策定時	未実施				策定時	46.2%	
	目標値	15団体				目標値	80.0%	
	現在値	0団体	進捗率	0.0%		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計	0千円	
備考				

計画 (Plan)

課題と解決の方策	平成26年度介護保険法改正により、要支援認定者に対する訪問介護・通所介護が予防給付から外れ、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行するが、生活支援サービスの担い手になりうるボランティア団体や人材が育成されていない。要支援者の訪問介護・通所介護が介護保険の予防給付から外された状態で、現状必要となる生活支援サービスを把握すること、それと同時に、営利企業が実施するものも含めて、現状ある生活支援サービスを把握する。必要となるサービスのうち、現状あるサービスでは充足できないサービスは、新たな担い手を発掘・養成する必要がある。
具体的手法	地域の民生委員、既存のボランティア等からなる協議体を設置して、既存のサービスや開発が必要なサービス等を把握する。協議体の中から生活支援コーディネーターを選出して、コーディネーターと協議体が連携して生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行う。 地域の生活支援ニーズとサービス提供主体の活動の結びつけの支援を行う。

実施 (Do)

実施内容	介護予防・日常生活支援総合事業の中の包括的支援事業における生活体制整備支援事業については、鞍手町地域包括支援センターが主体性をもって取り組むこととしていましたが、平成29年度からは、この生活体制整備支援事業について、鞍手町社会福祉協議会に業務委託を行いました。
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	E	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成 b 目標を上回って達成 c ほぼ目標どおり d 目標を下回った e 目標を大きく下回った f 達成できなかった	f	生活体制整備支援事業実施についての方策や実施主体などの検討を行い、コーディネーターの選出や、協議体の設置には至りませんでした。	
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している II やや貢献している III 貢献の度合いが薄い IV 貢献できていない	IV	生活体制整備支援事業実施についての方策や実施主体などの検討を行い、コーディネーターの選出や、協議体の設置・地域づくりを行うまでには至りませんでした。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更	ii	平成29年度からは、この生活体制整備支援事業について、鞍手町社会福祉協議会に事業委託。住民主体となる事業で社会福祉協議会では、各種ボランティア団体や人材確保、人材育成についてのノウハウを持っており、これからの協議体の立ち上げや生活支援コーディネーターの確保、育成等についてスムーズな事業運営が見込まれるため委託いたしました。また、社会福祉士からの専門的知識、助言等が生かされると思われます。	

基本目標

連番	33	主管課	総務課	その他の課			
基本目標	地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安全・安心な暮らしの確保				H28.2	H32.3	
事業名	避難行動要支援者名簿活用事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	避難訓練の実施数				項目	住みよいと感じている人の割合	
	策定時	4件				策定時	46.2%	
	目標値	7件				目標値	80.0%	
	現在値	5件	進捗率	71.4%		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	299千円	
		計	299千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策
東日本大震災における死者の内、高齢者の死者数は約六割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上るなど、多くの避難行動要支援者が犠牲となった。そのため、要支援者が迅速な避難行動を行える体制づくりが急務である。
避難行動要支援者名簿を作成し、地域が主体となった避難支援体制の整備。

具体的手法
避難行動要支援者名簿の作成後、地域・行政・消防・警察などの関係機関が共有し、地域においては日頃の見守り活動も含めた避難支援体制づくりを行い、年間1地区を目標に避難訓練を実施する。その他の機関においては災害時の後方支援を行う。

実施 (Do)

実施内容
平成27年度までに避難訓練を実施した地区 新中山区、中山北区、本町区、倉坂区
平成28年度中に以下のとおり実施しました。
・避難訓練 新中山区、中山北区、中山西区
・避難行動要支援者名簿作成のための承諾書を郵送により送付。送付件数 935件。

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	C	平成28年度は、新中山区で避難行動訓練、中山北区で図上訓練、中山西区で防災訓練が実施されました。しかし、昨年度実施した区が実施されておらず、今後は継続して実施することについても周知していかねばならないと考えます。なお、重要業績指標についてはほぼ目標通りでした。	
b 目標を上回って達成				
c ほぼ目標どおり				
d 目標を下回った				
e 目標を大きく下回った				
f 達成できなかった				

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	III	避難行動要支援者名簿が整理途中のため、その名簿を活用した避難支援体制づくりが完了していないため、貢献度は薄いと考えます。	
II やや貢献している				
III 貢献の度合いが薄い				
IV 貢献できていない				

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	ii	避難行動要支援者名簿の作成を完了し、関係機関と情報を共有しながら、まずは避難支援体制づくりを行う今後も現状のまま継続していくこととします。	
ii 現状のまま継続				
iii 改善しながら継続				
iv 事業規模縮小				
v 事業変更				

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	34	主管課	総務課	その他の課			
基本目標	地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する				開始年月	到達年月	検証
テーマ	安全・安心な暮らしの確保				H28.2	H32.3	
事業名	防犯対策事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)			基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	犯罪件数			項目	住みよいと感している人の割合	
	策定時	173件			策定時	80.0%	
	目標値	犯罪件数の減少			目標値	46.0%	
	現在値	164件	進捗率		減少率5.2%	最終値	

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	6,260千円	
		計	6,260千円	

備考 LED防犯灯への取替に関して1基10千円の補助を実施

計画 (Plan)

課題と解決の方策 各行政区において地域の安全・安心の確保のために設置している防犯灯数は約1,700基あり、そのうち約20%がLED防犯灯となっている。町では、各行政区の負担を軽減するために防犯灯設置補助金によりLEDへの変更を行う行政区に対して補助を行っているが、現状の補助金額ではLED変更促進が図れていない。行政区がLEDへの変更を行う費用の負担を軽減する。

具体的手法 LED防犯灯への補助事業については、現在のところ一基につき7千円を補助しているが、その補助額を一基につき1万円に増額して各区の財政的負担を軽減する。

実施 (Do)

実施内容 平成28年度中に以下のとおり補助を実施しました。
各行政区等によるLED変更灯数 626灯
補助金支出額 6,260,000円

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	C	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	b 目標を上回って達成	c ほぼ目標どおり	d 目標を下回った
	e 目標を大きく下回った	f 達成できなかった	防犯灯のLED化については各区に浸透し、前年度よりも多くの区がLED化を実施しているものの、犯罪率の減少については直接結びつくものではなく、現状評価できるものではないためです。策定時の犯罪件数は173件であり、平成27年度の犯罪件数は156件で減少率は11.1%でしたが、平成28年度の犯罪件数は164件で前年より8件増加したため、減少率は5.2%と後退しました。	

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	II やや貢献している	III 貢献の度合いが薄い	IV 貢献できていない
	III		犯罪率の減少は長期的視点で捉えるものであり、1か年の実施では判断できないため現時点では貢献の度合いは薄いと考えます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	ii 現状のまま継続	iii 改善しながら継続	iv 事業規模縮小
	v 事業変更	ii		防犯灯のLED化事業は直接KPIに結びつくものではないものの、LED化の補助金額を増額し、各区に補助事業が浸透することにより既存の取替だけでなく、新規の防犯灯設置も行われるようになってきています。そのため、事業を現状のまま継続し長期的に取り組むことにより安心・安全のまちづくりに寄与していきたいと考えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	35	主管課	政策推進課	その他の課	全庁			
基本目標	地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する				開始年月	到達年月	検証	
テーマ	広域連携の強化				H27.4	H32.3	KPIの変更	
事業名	連携中枢都市圏事業							
具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	連携事業件数				項目	住みよいと感じている人の割合	
	策定時	未実施	変更→	3事業		策定時	46.2%	
	目標値	5件	変更→	15事業		目標値	80.0%	
	現在値	13事業	進捗率	86.6%	最終値			
事業費 (決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項				
		国庫支出金	250千円	地方創生推進交付金				
		県支出金						
		地方債						
		その他特財						
		一般財源	250千円					
		計	500千円					
備考								

計画 (Plan)

課題と解決の方策	人口減少・少子高齢化社会において、一定圏域における活力ある社会経済を維持するために、経済をけん引していく核となる都市(政令市など)とその近隣自治体による広域連携の取り組みを推進する新たな仕組みとして、「連携中枢都市圏構想」を推進する。
具体的手法	形成される圏域内での広域連携による経済成長、地域全体の振興、行政サービスの効率化を図っていく。

実施 (Do)

実施内容	平成28年度は、北九州市連携中枢都市圏域の17市町で連携協約(平成28年4月18日)を結び、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、各種事業を進めてきました。平成28年度は、【地方創生推進交付金事業】連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業は始めとする9事業に着手しました。 ①【地方創生推進交付金事業】連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業②クルーズ船入港時におけるPR活動(平成28年9月7日)③大規模イベント等の開催・支援(ギラヴァンツフrendリータウン協議会での特産品PR平成28年、北九州マラソンでのPR…平成29年2月18、19日) ④北九州空港の機能拡充・利用促進⑤北九州地方裁判所昇格期成会⑥圏域における地理空間情報プラットフォーム整備事業⑦福岡県に対する提案・要望活動の連携⑧東九州自動車道の整備促進に係る要望活動の連携⑨企画立案研修の合同実施
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	A	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	a	評価の理由 指標である事業件数をクリアしており、また、平成28年度に連携協約を締結し、各事業が動き出し、連携中枢都市圏域として4事業の新規事業に取り組むことができたことは連番35、36、37の中でも一番の貢献度であると思われます。 事業数 9事業	
貢献度	貢献度区分	I	貢献度の理由 指標についてもKPIを大きく上回り達成したことは総合戦略全体の貢献度には値すると考えます。今後も各課局と連携し、随時事業の連携が行えるよう体制整備と情報発信を行っていきたいと考えます。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 連番35、連番36、連番37については、広域連携の強化の指標を掲げています。策定時の精査及び連携事業の把握の整理ができていなかったため、今回整理を行います。策定時には未実施としていた事業数を策定時は8事業とし、平成31年度末の事業数を20事業と変更をします。今後連携事業の拡大は連携中枢都市圏事業においてがほぼとなります。各課局と連携し、事業の連携推進を行っていくこととします。次年度以降指標変更 3事業(策定時) → 15事業(目標値)
	i 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 iii 改善しながら継続 iv 事業規模縮小 v 事業変更		

平成27年度北東部拠点等事業一覧

No.	開催日	事業名	内容
1	随時	北九州空港の機能拡充・利用促進	総会への出席（7月15日）等
2	平成27年7月 日	北九州地方裁判所昇格期成会	総会への出席
3	平成27年8月28日	福岡県に対する提案・要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
4	平成27年8月28日	東九州自動車道の整備促進に係る要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
5	平成27年7月～11月	企画立案研修	圏域市町村の企画立案能力の向上を目的とした研修（1名参加）

※平成27年度に実施した事業は、平成28年度に17市町が連携協約を結んだ連携中核都市圏事業へと移行

平成28年度連携中核都市圏事業一覧

No.	開催日	事業名	内容
1	随時	北九州空港の機能拡充・利用促進	総会への出席等
2	平成28年7月29日	北九州地方裁判所昇格期成会	総会への出席
3	平成28年8月30日	福岡県に対する提案・要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
4	平成28年8月30日	東九州自動車道の整備促進に係る要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
5	平成28年7月～11月	企画立案研修	圏域市町村の企画立案能力の向上を目的とした研修（1名参加）
6	随時	圏域における地理空間情報プラットフォームフォーム整備事業	地理的空間情報を活用した情報発信
7	平成29年2月4日～5日	連携中核都市圏「北九州都市圏」による『きりん』の輝き推進事業	東京交通会館にて特産品の販売
8	平成28年9月27日	クルーズ船入港時におけるPR活動	門司港にてぶどうの販売
9	平成28年9月18日	大規模イベント等の開催・支援	ギラヴァンツフレンドリータータウン事業（鞍手ぶどう販売）
	平成29年2月18日～19日		北九州マラソンでの物販

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	36	主管課	政策推進課	その他の課	地域振興課		
基本目標	地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する				開始年月	到達年月	検証
テーマ	広域連携の強化				H27.4	H32.3	KPIの変更
事業名	直方・鞍手広域連携プロジェクト						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	連携事業件数				項目	住みよいと感じている人の割合	
	策定時	未実施	変更→	3事業		策定時	46.2%	
	目標値	5件	変更→	15事業		目標値	80.0%	
	現在値	13事業	進捗率	86.6%		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	601千円	
	計	601千円		

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策	福岡県、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町が連携して、域内の情報発信を積極的に行い、地域の活性化を行う。
具体的手法	自然、歴史、文化、暮らしなどの地域資源を活かした学び・体験プログラムを地域住民が主催者として実施し、地域内外からの誘客を図るとともに、地域外に情報発信を行う。

実施 (Do)

実施内容	<p>学び・体験プログラムである「ちょっくらふれ旅」夏に8のプログラム、秋に5のプログラムを実施しました。プログラムは担い手主導で行っていたたきました。さらに、担い手の一つアロハフラの担い手さんが筑豊フェアのステージイベントにも参加して頂きました。</p> <p>【平成28年度実績】 担い手 8人 (内団体2) 夏 8プログラム 秋 5プログラム また、平成28年10月1日 福岡市天神中央公園にて筑豊フェアに参加し町のPR及び特産品の販売を行いました。 事業数 2事業</p>
------	--

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった B 計画通りの効果があった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった E 計画が遅れ、効果もよくなかった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった
評価内容	KPI に対するの評価	C	評価の理由 平成27年度の担い手4人 (内団体2) から平成28年度は、倍の担い手8人 (内団体2) となり、新しいプログラムの追加となりました。参加者が応募枠を超える人気のプログラムもありました。しかし、逆に他の地域との同様のプログラムがあるため、参加者が分散したため、参加者がおらず開催できなかったプログラムもありました。これらについては、魅力あるプログラムとするため、行政も連携していかなければならないと考えています。	
貢献度	貢献度区分	II	貢献度の理由 指標である事業件数をクリアしており、また、担い手による自主活動や地域の魅力などのPRを併せて行っていることから貢献できていると判断します。	

見直し (Action)

見直し	方向性区分	ii	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容
	i 事業規模拡大		連番35、連番36、連番37については、広域連携の強化の指標を掲げています。策定時の精査及び連携事業の把握の整理ができていなかったため、今回整理を行います。策定時には未実施としていた事業数を策定時は8事業とし、平成31年度末の事業数を20事業と変更をします。今後連携事業の拡大は連携中枢都市圏事業においてがほぼとなります。各課局と連携し、事業の連携推進を行っていくこととします。次年度以降指標変更 3事業 (策定時) → 15事業 (目標値)
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
v 事業変更			

■平成27年度ちよっくらふれ旅担い手

区分	プログラム名	参加者数	備考
夏	レッツフラダンス 「初めてのフラダンス」	10	
秋	あなたもフラガール	5	
	ウクレレを聴きながらハワイアンティータイム	13	
	養鶏場(たまご屋さん) で体験！オリジナルたまごパック作り	8	
	平安の仏と語る こころの巡礼	43	
	鞍手の歴史探訪	13	
		92	

■平成28年度ちよっくらふれ旅担い手

区分	プログラム名	参加者数	備考
夏	ウクレレを弾きながら優雅にハワイアンティータイム	15	
	あなたも今日からフラガールに返信 フラダンスで綺麗に!健康に!	10	
	青春の思い出をもう一度 くらで学園で学園生活に戻りましょう	0	
	養鶏場(たまご屋さん) で体験！オリジナルたまごパック作り	6	
	亀甲山窯元に学ぶ親子陶芸教室	25	
	作ってにっこりもらってにっこり 親子で楽しむ絵手紙づくり	0	
	親子で冒険!そしてクリアーせよ。スカベンジャーハント	44	
	親子で楽しくDIY体験 わくわく木工教室	30	
秋	秋の名曲を弾きながら優雅にハワイアンティータイム	0	
	あなたも今日からフラガールに変身 フラダンスで綺麗に!健康に!	0	
	養鶏場(たまご屋さん) で体験！オリジナルたまごパック作り	0	
	平安の仏と語る こころの巡礼〜ウォーキング	42	
	鞍手の歴史探訪と勾玉づくり	21	
		193	

■筑豊フェア

平成27年10月3日(土) 福岡市天神中央公園にて開催 町のPR及び特産品などの販売

平成28年10月1日(土) 福岡市天神中央公園にて開催 町のPR及び特産品などの販売

まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度

基本目標

連番	37	主管課	政策推進課	その他の課	地域振興課		
基本目標	地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する				開始年月	到達年月	検証
テーマ	広域連携の強化				H27.4	H32.3	KPIの変更
事業名	直方宗像線沿線自治体連携事業						

具体的目標値	重要業績指標 (KPI)				基本目標	指標 (実施に関する目標達成の状態)		
	指標	連携事業件数				項目	住みよいと感じている人の割合	
	策定時	未実施	変更→	3事業		策定時	46.2%	
	目標値	5件	変更→	15事業		目標値	80.0%	
	現在値	13事業	進捗率	86.6%		最終値		

事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金	155千円	個性ある地域づくり推進事業補助金
		地方債		
		その他特財		
		一般財源	200千円	
		計	355千円	

備考

計画 (Plan)

課題と解決の方策
直方市、宗像市及び鞍手町が相互に連携し、それぞれが有する資源を有効活用した広域連携事業を協働で実施することで、直方宗像線沿線地域の広域連携による一体的な地域振興及び沿線地域の活性化を行う。

具体的手法
直方宗像線沿線地域の活性化に寄与する事業を行う。事業については、青少年の育成、高齢者支援、障がい者支援など福祉の増進、環境の保全、安全、安心、産業の振興及び観光交流、文化及びスポーツの振興に関する事業を実施する。

実施 (Do)

実施内容
平成28年度においても、直方市、鞍手町及び宗像市が相互に連携し、それぞれが有する資源を有効活用した広域連携事業を協働で実施することで、直方宗像線沿線地域の広域連携による一体的な地域振興及び沿線地域の活性化を目的に事業を行いました。
道の駅のむなかた (8月28日) 及びグローバルアリーナ (9月17日) において、「鞍手ぶどう」の物販を行いました。また、各市町のイベントへの出店 (元気まつりへ宗像市が出店)、沿線自治体での商品開発として各市町の特産品を活用した「グラノーラ」の開発を行い、各市町のふるさと納税者各50名ずつに試食品を送付しアンケート調査を行いました。今後については、事の問題、販路の確保等を検討する必要があると考えています。 事業数 2事業

評価 (Check)

評価	事業の取組内容に対する評価	B	A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが、事業効果はなかった
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった

評価内容	KPI に対するの評価		評価の理由	
	a 目標を大きく上回って達成	C	昨年同様、町の特産品をPRのツールとして販売し、目標事業件数は達成でき、ほぼ目標どおりであると判断します。また、同時に町の魅力発信の一助にもなっていると考えます。	
	b 目標を上回って達成			
	c ほぼ目標どおり			
	d 目標を下回った			
	e 目標を大きく下回った			
f 達成できなかった				

貢献度	貢献度区分		貢献度の理由	
	I 貢献している	II	指標である事業件数をクリアしており、また、町の特産品などのPRを併せて行っていることから貢献できていると判断します。	
	II やや貢献している			
	III 貢献の度合いが薄い			
	IV 貢献できていない			

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容	
	i 事業規模拡大	ii	連番35、連番36、連番37については、広域連携の強化の指標を掲げています。策定時の精査及び連携事業の把握の整理ができていなかったため、今回整理を行います。策定時には未実施としていた事業数を策定時は8事業とし、平成31年度末の事業数を20事業と変更をします。今後連携事業の拡大は連携中枢都市圏事業においてがほぼとなります。各課局と連携し、事業の連携推進を行っていくこととします。次年度以降指標変更 3事業 (策定時) → 15事業 (目標値)	
	ii 現状のまま継続			
	iii 改善しながら継続			
	iv 事業規模縮小			
	v 事業変更			

■平成27年度直方宗像線沿線自治体連携事業

No.	プログラム名	期日	内容及び物販品
1	道の駅むなかたでの物販	8月29～30日	ぶどう（420kg）
2	グローバルアリーナでの物販	9月21日	ぶどう（80kg）
3	路線バスを利用したモニターツアー	2月～3月	路線バスを利用し各市町の観光名所を巡るスタンプラリー

2事業実施（物販は1事業としてカウント）

■平成28年度直方宗像線沿線自治体連携事業

No.	プログラム名	期日	内容及び物販品
1	道の駅むなかたでの物販	8月28日	ぶどう（188kg）
2	グローバルアリーナでの物販物販	9月17日	ぶどう（45kg）たまご（30箱）
3	各市町の特産品を活用した商品開発	通年	グラノーラの開発

2事業実施（物販は1事業としてカウント）